

---

---

見附台周辺地区整備・管理運営事業（A・Cブロック）

募集要項等に関する質問回答

---

---

平成30年8月28日

平塚市

見附台周辺地区整備・管理運営事業(A・Cブロック) 募集要項等に関する質問回答 平成30年8月28日

意見	質問	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答	
	○	1	募集要項	2	11	第2章	1.	(2)			容積率の一部が400%とありますが、具体的にどの部分に該当するかご教示ください。	主に事象対象地内のA1ブロック及びA2ブロックの既存の崇善公民館敷地（くすのきのある部分は除く）が容積率400%に該当します。詳細は市ホームページの「ひらつかわくわくマップ」でご確認ください。 <a href="http://web.gis.survey.ne.jp/Hiratsuka/FlexGIS_Public/site/main.html">http://web.gis.survey.ne.jp/Hiratsuka/FlexGIS_Public/site/main.html</a>	
	○	2	募集要項	2	13	第2章	1.	(2)			景観重点地区（歴史軸）に関し、外壁、色彩、意匠、その他に関しての制限をご教示ください。	景観重点区域（歴史軸）における外壁、色彩、意匠、その他に関しての制限は、平塚市景観計画に定める「景観形成基準」が適用されます。詳細は市ホームページでご確認ください。 景観形成基準： <a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page-c_02911.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page-c_02911.html</a>	
	○	3	募集要項	2	23	第2章	1.	(4)			「文化の創造拠点として」という記載がありますが文化以外の活動におよぶ事業（例としてスポーツなど）活動に何らかの制限がありますでしょうか。	現在のところ特段制限はございません。	
	○	4	募集要項	3	5	第2章	1.	(5)	③		「平塚ならではの情報発信」という記載に関し、平塚市として何らかの目論見がございますでしょうか。	主には七夕まつり、囲碁等を想定しています。そのほか、市の名産品や市の観光名所（湘南平等）を含め、平塚市の魅力を発信できる提案を期待します。	
	○	5	募集要項	3	6	第2章	1.	(5)	③		ホール等でのイベント開催は「定期的に集客を行うこと」とみなされますでしょうか。あるいは継続的に行われる事業のみ、定期的に該当しますでしょうか。	「定期的な集客」は、要求水準書P6「a.余剰地活用事業」に示すとおり、「定期的に集客を見込める業務・商業機能」の提案を求めています。ただし、ホール等でイベント開催によって、継続的に集客の効果があれば「定期的な集客」と見なすものとします。	
	○	6	募集要項	3	20	第2章	1.	(5)	③		一時避難は、具体的にどの程度の対応を望まれますでしょうか。周辺住民以外の食糧の備蓄、避難場所、備品準備に関する目論見をご教示いただけますでしょうか。	一時避難について、周辺住民以外では、見附台周辺地区内の施設利用者（来街者も含む）を想定しています。	
	○	7	募集要項	4	4	第2章	1.	(6)	②	ア	a.	大ホールは固定客席とし、客席を外した利用は想定されませんでしょうか。避難所としての利用や、コンサート等での立席アリーナ等の利用方法は想定されない認識で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	8	募集要項	4	7	第2章	1.	(6)	②	ア	a.	多目的ホールは200人程度の利用は可動式椅子で200席程度の利用という認識で正しいでしょうか。	多目的ホールの舞台床は平台を設置することを想定しており、舞台利用をしない場合、つまり平台を設置しない場合の利用者数を200人、舞台利用する場合は150人の利用者（観客）への対応を要求しています。なお、利用者の座席は市調達のスタッピングチェアを並べて用いることを想定していますが、可動式椅子収納時にスタッピングチェアを並べて用いることができれば事業者の提案により可動式椅子とすることも可とします。また、舞台利用に関係なく200人の利用が可能であれば、舞台床を平台でなく固定床とする提案も可とします。
	○	9	募集要項	4	11	第2章	1.	(6)	②	ア	a.	「囲碁の街」について、現在の「星のプラザ」のような常設された部屋（個室）は必要でしょうか。	要求水準書P51「⑤-1 エントランスホール」に記載のとおり、エントランスホール内の情報発信スペースの展示スペースにて星のプラザと同程度の展示や囲碁物品の展示を行ってください。個室のように壁で仕切るか、仕切らないかについては事業者提案とします。なお、展示内容については、添付資料⑨「（参考）星のプラザ展示物品一覧表」を参考としてください。
	○	10	募集要項	4	12	第2章	1.	(6)	②	ア	a.	エントランススペースでミニコンサートを行う可能性があるかと理解いたしましたが、隣接室への防音や外部への騒音対策は必要でしょうか。	外部や他室の利用に影響がないよう、適切な防音・遮音性能を確保してください。
	○	11	募集要項	4	16	第2章	1.	(6)	②	ア	b.	一体的なイベント等の開催に関し、周辺住民への騒音対策等は市にご協力いただけると認識してよろしいでしょうか。あるいは設計段階で周囲に防音壁等の対策を施す必要があるでしょうか。	イベント時の周辺住民への騒音対策について、市及び財団が実施するイベント等においては特に対策が必要な内容は想定していません。恒久的な防音壁等の設置が必要か、仮設的な防音措置で対応するかは事業者にてご提案ください。
	○	12	募集要項	4	20	第2章	1.	(6)	②	ア	c.	江戸見附緑地はCブロックにBブロックと対になる位置に整備とありますが、Bブロックを撤去し、Cブロックに整備するという意味でしょうか。あるいは、B、C両ブロックに整備するという意味でしょうか。また、対になる位置とは、具体的にどこを想定されていますでしょうか。	Bブロックの既存の江戸見附緑地は残します。新たにCブロックにも、Bブロックの江戸見附緑地の対になる位置に江戸見附緑地を整備してください。対になる位置とは、Bブロックの江戸見附緑地の対角線上（Cブロックの北東角）の位置を想定しています。

○	13	募集要項	4	24	第2章	1.	(6)		イ	b.	自転車等駐車場事業の実施による駐輪場の設置箇所は1か所と考えてよろしいでしょうか。	「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき整備する駐輪場の設置は、事業者提案により複数箇所に分けて設置することは可能です。
○	14	募集要項	4	24	第2章	1.	(6)		イ	b.	当該事業における公共側で必要な駐輪台及び想定賃料があればご教示ください。	公共側で必要な駐車台数は、約310台を想定していますが、事業者の提案内容に基づき、「平塚市自転車の放置防止に関する条例」で算定した台数としてください。なお、想定賃料は提示しません。
○	15	募集要項	5	5	第2章	1.	(6)	③	ア	d.	市民センターの地下構造物に関し、具体的内容をご教示ください。	添付資料⑧「既存施設及び地下構造物の状況」をご確認ください。
○	16	募集要項	6	2	第2章	1.	(6)	③	オ		余剰地Cブロックに関し、江戸見附緑地の整備部分の扱いに関しご教示ください。	江戸見附緑地の設計・建設業務は特定事業者が実施、維持管理・運営業務は市が実施します。なお、江戸見附緑地は行政財産のため、貸付面積の対象からは除外します。
○	17	募集要項	6	16	第2章	1.	(6)	③	オ	b.	自転車の駐輪場に関し想定さえる必要台数および市の借り上げ予定台数をご教示ください。	No14をご参照ください。
○	18	募集要項	6	21	第2章	1.	(6)	④			「平成31年1月に締結予定の特定事業契約締結」とありますが、平成31年1月時点では、「基本契約」「施設整備仮契約」「指定管理基本協定」の締結であり、「定期借地権設定契約」および「自転車等駐車場の賃貸借契約」の締結は、後日締結するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本契約書（案）別紙2も併せてご参照ください。
○	19	募集要項	6	24	第2章	1.	(6)	④			運用上の規定等の作成に関し、具体的な指針等がありますでしょうか。	現時点で、特に具体的な指針等はありません。
○	20	募集要項	7	16	第2章	1.	(6)				付帯事業の土地の賃貸借期間30年以上とありますが、50年以上で提案し、事業用に限定されることなく、一般定期借地として居住用途の提案も可能ということでしょうか。	ご理解のとおりです。その場合、一般定期借地権の契約書をあらためて配布致しますので、募集要項P25「担当窓口」に問い合わせてください。
○	21	募集要項	7	18	第2章	1.	(6)	⑤	ウ		土地の賃借期間に関し、家賃発生日についてのお考えをご教示ください（建築期間中並びに書いた期間中のフリーレント）。	地代については、別添9「サービス対価及び地代の支払方法」のP5「4. 地代の支払い」及び定期借地権設定契約第4条のとおり、賃借人の着工予定日から発生します。
○	22	募集要項	7 9 11	20 8 4	第2章	1. 2. 3.	(6) (1)	⑥ ① ①	ア		実施設計の完了前に施設整備仮契約の締結が求められておりますが、本工事の工事請負代金額につきましては、実施設計完了後の精算見積金額に基づき決定するものとし、施設整備仮契約の締結以降に見積前提条件の変更起因し工事請負代金額の変更が必要となった場合には、変更契約を締結いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備仮契約書の対象業務には設計業務を含みます。請負代金の変更については、施設整備仮契約第23条をご参照ください。
○	23	募集要項	9	6	第2章	2.	(1)	①			民間付帯施設等で補助金交付の活用を検討しておりますが、市の負担が発生する補助金活用も検討に含めてよろしいでしょうか。また、国から直接民間への補助は問題ないという認識でよろしいでしょうか。	具体的な補助金活用について事前にご連絡ください。
○	24	募集要項	9	11	第2章	2.	(1)	①	ア		『年度』は各年の4月1日から翌年3月31日までで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	25	募集要項	9	12	第2章	2.	(1)	①	ア		手付あるいは前払いは不可という認識でしょうか。	別添9「サービス対価及び地代の支払方法」のP1「2. サービス対価の算定及び支払方法」及び施設整備仮契約第21条の2をご確認ください。
○	26	募集要項	9	13	第2章	2.	(1)	①	ア		平成31年度末までに設計業務が完了した場合、設計業務としての出来高は100%となりますので、支払いは10分の10という理解で宜しいでしょうか。	No25をご参照ください。
○	27	募集要項	9	14	第2章	2.	(1)	①	ア		市が予定する部分払いの上限額はいくらでしょうか。	事業者から提案される各年度の[出来形×9/10]を上限額とする予定です。
○	28	募集要項	9	22	第2章	2.	(1)	①	ア		市が予定する部分払いの上限額はいくらでしょうか。	No27をご参照ください。
○	29	募集要項	9	22	第2章	2.	(1)	①	ア		部分払請求額が貴市が各年度に定めた部分払い上限を超過した場合、前年度超過額を次年度出来形に対する部分払の上限額に加算した金額を翌年度支払上限額とするのでしょうか。又は、契約時に定められた各年度支払い上限額の中で、前年度上限超過額と当年度出来高に対する支払いを行うのでしょうか。ご教示願います。	予定する部分払いの上限額を超過した場合、当該超過額は翌年度に支払うものとしています。なお、各年度の部分払いの上限額はNo27のとおりです。

○		30	募集要項	9	29	第2章	2.	(1)	①	イ		「総括管理に関する業務に係る対価を、(仮称)新文化センター及び見附台公園の開館年度から事業期間終了年度にわたって支払う。」とありますが、総括管理業務のなかの開業準備業務については、維持管理・運営に係る費用(人件費、点検費等)が発生するため、事業期間にわたっての平準化払いですと、事業者への大きな負担になります(事業者による立て替え)。であるため、開館準備業務に係る対価は、開館準備業務終了後に一括して支払うようお願いします。	募集要項P5及び要求水準書P69-76にあるとおり、開館準備業務は総括管理業務の一部であり、サービス対価Bに含まれます。したがって、開館準備業務に係る対価は維持管理運営期間中、半期ごとに、提案に基づき特定事業契約締結時に定めが額を均等に支払います。
	○	31	別添11:様式集	2-8		③						設計実績を証明する資料とは、契約書の写しで良いでしょうか。	ご理解のとおりですが、様式2-3にある「提案内容と同等規模以上の公共施設の設計実績」に記載する内容がわかる箇所を添付ください。
	○	32	募集要項	10	1	第2章	2.	(1)	①	ウ		光熱水費(実績額)が基準額を上回った場合、当該支払から年度末までの建替えた金額に対する金利分も併せて支払っていただけるという認識で宜しいでしょうか。	金利分を市から事業者を支払うことはいたしません。
	○	33	募集要項	10	4	第2章	2.	(1)	①	ウ		「金額及び支払い方法は～年度協定で定める。」とありますが、現在、貴市で想定している年度協定書がありましたらご開示いただくことは可能でしょうか。もしくは、貴市の他施設の年度協定書(参考)がございましたらご開示いただくことは可能でしょうか。	優先交渉権者選定後の契約交渉で、提案書を踏まえ、市と特定事業者の協議の上、定めます。なお、他施設の年度協定書を閲覧したい場合は、市へご連絡ください。
	○	34	募集要項	10	14	第2章	2.	(1)	②	ア		主催事業からの収入は指定管理者基本協定書第39条に基づき、事業計画書における目標額を超えた場合の折半の部分のみという理解で宜しいでしょうか。	指定管理者基本協定書第31条に基づき、ご理解のとおりです。
	○	35	募集要項	10	19	第2章	2.	(1)	②	イ		自主事業から得られる収入はすべて特定事業者の収入と認識して問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	36	募集要項	10	21	第2章	2.	(1)	③			付帯事業から得られる収入はすべて特定事業者の収入と認識して問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	37	募集要項	10	25	第2章	2.	(2)	①			余剰地Cブロックに関し、江戸見附緑地の整備部分に関しては賃借対象外の認識で正しいでしょうか。またこの部分の管理に関しては、別途サービス料支払いが行われますでしょうか。	No16をご参照ください。
○		38	募集要項	11	2	第2章	3.					提示いただいているスケジュール案は特にホールの規模を考慮した場合、一般的な工事期間の3分の2程度しかなく、非常に厳しい状況です。また、公園の範囲を変更する場合は、都市計画変更手続きで通常6か月程度を見込む必要があり、設計期間を短縮するのも厳しいと思われます。竣工時期をできるだけ伸ばしていただくよう、ご検討いただけませんかでしょうか。	募集要項P11「3.本事業のスケジュール」に示すとおりです。なお、④竣工時期の2か月までの延期は、提案スケジュールを踏まえ、市と協議することは可能です。
○		39	募集要項	11	7	第2章	3.		③			開発許可が必要とされると思われませんが、関係機関および交通管理者の同意に関し、交通調査、将来予測、これに基づく交通協議が要請された場合、スケジュールの大幅な遅れが発生する可能性が高く、これに関しましては民間側からスケジュールの見直しを提案させていただく必要があるかと思われま。	本事業のスケジュールについては、募集要項p11「3.本事業のスケジュール」に示すとおりです。開発許可が必要とされる場合の条件について、危惧することがあれば、事前に市へ問合せください。なお、交通管理者の同意が必要な条件については、民間事業者のリスクとなります。
	○	40	募集要項	11	7	第2章	3.		③			アセスメントは不要という認識で正しいでしょうか。アセスメントが要請された場合のスケジュール遅れについては、どのような見解でしょうか。	アセスメントについて、必要性は認識していません。
	○	41	募集要項	11	8	第2章	3.		①			竣工検査の平成33年11月末までとありますが、事業者が開館するのに、支障がないと判断した場合、スケジュールの変更を提案できると認識して宜しいでしょうか。	No38をご参照ください。
	○	42	募集要項	11	11	第2章	3.		⑦			平成54年2月に維持管理、運用期間が終了しますが、その後の維持管理・運用契約の更新について可能かどうかの目論見をご教示ください。	契約の更新を現時点で確約することはありません。また、提案内容が明確になっていない現時点で、本事業の将来についての目論見を市として判断することはありません。
	○	43	募集要項	11	12	第2章	3.		※			「竣工検査は、平成33年11月末日までに済ませ、市に報告を行う」とありますが、施設整備仮契約書(案)前文では完成が平成34年2月28日と設定されています。平成33年12月1日から34年2月28日までの間も、施設整備仮契約書(案)第52条、53条に則り、建物管理責任、及び費用負担を受注者が負うとのことでしょうか。	竣工は、募集要項P11「3.本事業のスケジュール」に示すとおり、平成33年11月です。ただし、平成34年2月までは設計建設期間とし、当該月に引渡をすることとします。よって、平成34年2月までは、施設整備仮契約書(案)第52条、第53条に則り、建物管理責任及び費用負担は、特定事業者が負います。
	○	44	募集要項	11	18	第2章	3.		※			見附台公園の供用開始時期について、「今後変更する可能性がある。」との事ですが、前倒しを想定しているという事でしょうか。また、変更する場合、判断されるタイミングをご教示ください。	現時点では、(仮称)新文化センターの開館と合わせることを想定しており、前倒しは想定しておりませんが、提案により柔軟に対応することも視野に入れていきます。

	○	45	募集要項	11	19	第2章	3.							建設工事期間中の湘南ひらつか七夕まつりについては、平成31年7月より後は当該場所は利用しないという前提で正しいでしょうか。また、平成31年7月の利用については、A1ブロックの見附台公園及び見附台広場、A2ブロックの見附台緑地と記載がありますが、七夕終了まで工事に取り掛かることはできないとの認識で正しいでしょうか。	原則はご理解のとおりです。ただし、各施設の閉鎖時期については、平成31年7月の湘南ひらつか七夕まつり以降も事業に支障のない範囲内で協議したいと考えています。
	○	46	募集要項	11	24	第2章	5.							本事業の終了時に、(中略) 募集要項等に示す良好な状態で市に引継ぎを行わなければならない。とありますが、舞台設備などは良好であれば最新の機器に更新する必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	舞台設備については、初期性能を保つ状態であれば、最新の機器に更新する必要はありません。
	○	47	募集要項	11	24	第2章	5.							剰余金、欠損金が発生していた場合、引き継ぎは必要でしょうか。また、建物等の経年変化等に関しては免責とされるという認識で正しいでしょうか。	募集要項P3「②本施設の内容 ア公共施設等」における剰余金、欠損金が発生することは想定していません。また、後段の質問に対しては、要求水準書に示している維持管理運営業務を実施していれば、指定管理者基本協定書第38条のとおりです。
	○	48	募集要項	12	1	第3章								特定事業者の応募が1社(1グループ) のみの場合はどのようになりま	別添2「事業者選定基準」に則り、審査します。
	○	49	募集要項	14	5	第4章	1.	(2)	②					質問はすべて市のホームページに公開されますでしょうか。特に希望した場合、非公開質問も可能でしょうか。	市のHPにて公表する予定です。
	○	50	募集要項	15	8	第4章	2.	(1)						応募者の構成員はすべて企業であり、NPO等は不可という認識でしょうか。	募集要項等に記載されている応募要件を満たす応募者を想定しています。
	○	51	募集要項	15	8	第4章	2.	(1)						応募者の構成員はJVでも可能でしょうか。	ご質問の意図が不明瞭なため、回答しかねます。応募者の構成員については、募集要項P16のAのとおりです。
	○	52	募集要項	15	18	第4章	2.	(1)	ア					SPCへの出資者は代表企業、構成企業以外にも可能という認識で正しいでしょうか。	可能です。ただし、募集要項P16「(3) 応募者の参加資格要件」についての確認をするため、提案書提出時に当該企業についても様式2-8に示す①～⑤の書類を提出してください。
	○	53	募集要項	15	18	第4章	2.	(1)	ア					議決権無しの種類株を発行する場合、代表企業、構成企業以外でも最大株主となることが可能という認識で正しいでしょうか。	基本協定書第5条第1項(3)、(4)のとおり、議決権無しの種類株の発行は認めません。
	○	54	募集要項	15	20	第4章	2.	(1)	イ					SPCの株主が合併、併合、廃業等により株主としての地位を継続できなくなった場合、当該株式を別株主が取得する、第三者へ譲渡する、あるいは自己株式所有し減資するなど可能でしょうか。	基本協定第5条第3項に基づき市の承諾を得てください。
	○	55	募集要項	15	30	第4章	2.	(1)	イ					「代表企業及び構成企業が分担業務に関して市及び第三者に与えた損害」を負担するのは「業務を分担している構成企業」との認識でよく、各構成企業間の連帯責任はないとの理解でよろしいでしょうか。 例) A社：運営企業、B社：維持管理企業 上記設定において、B社に帰責する事項で損害を与えた場合はB社が損害について負担を行う。	施設整備契約第9条及び指定管理基本協定の前文に関する頁末脚注のとおり、契約当事者が複数者である場合、市に対しては連帯責任を負うこととなります。その他企業間の連帯責任については基本契約第9条もご参照ください。
	○	56	募集要項	15	30	第4章	2.	(1)	イ					「代表企業及び構成企業が分担業務に関して市及び第三者に与えた損害は当該構成企業がこれを負担すること」とありますが、この部分は、基本協定や基本契約書にカバーされていません。本事業の性質や各契約形態からも各企業が責任をもつという観点より削除願います。	No55の回答をご参照ください。
	○	57	募集要項	16	14	第4章	2.	(2)	ウ					同一企業グループ内で業務分掌並びに指揮命令系統により完全に区分される場合、建設業者と工事監理者は同一企業グループ内から出すことは可能でしょうか。	募集要項P16のイ. に記すとおり、同一の者又は相互に資本金若しくは人事面において関連のある者が建設業務と工事監理業務とを実施することはできません。
	○	58	募集要項	16	20	第4章	2.	(2)	エ					構成企業および協力企業は市の承諾を得れば追加・変更可能という認識で間違いないでしょうか。	募集要項P16のエ. に記すとおり、応募者の変更は原則認めません。ただし、構成企業及び協力企業については、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承諾を得て変更することが可能です。
	○	59	募集要項	17	12	第4章	2.	(3)	ア	h.				参加資格要件の共通事項に「建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査結果通知を受けている者であること。」とありますが、建設企業のみが対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	60	募集要項	17	28	第4章	2.	(3)	ア	o.				「ただし、選定委員会の委員であることを知らずに参加したと市が判断した場合は、この限りではない。」とありますが、選定委員会の委員が応募者として参画することは明らかに公正な競争を阻害することとなりますので、「ただし、」以降は削除していただけないでしょうか。	本事業の募集は選定委員会の委員名を非公表としていることから、原文のとおりとします。
	○	61	募集要項	18	1	第4章	2.	(3)	イ	c.				建物用途、設計完了時期は問わないとの認識で宜しいでしょうか。	建物の用途や規模、時期について具体的な要件を設定していませんが、「提案内容と同等規模以上の公共施設の設計実績」を満たす類似の実績を提出ください。
	○	62	募集要項	18	1	第4章	2.	(3)	イ	c.				公共施設の設計実績として、市街地再開発組合が発注者の設計実績も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	原則はご理解のとおりですが、実績とされる場合には事前に市にご相談ください。

	○	63	募集要項	18	1	第4章	2.	(3)	イ	c.		実績の証明添付資料はPUBDISの写しがあれば、契約書、図面等の写しの添付は不要との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、様式2-3にある「提案内容と同等規模以上の公共施設的设计実績」に記載する内容がわかる箇所を添付ください。
	○	64	募集要項	18	1	第4章	2.	(3)	イ	c.		公共施設设计実績がPUBDIS未登録の場合には、契約書、契約図書の実績を証明できる部分の写しを添付することで認められるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、様式2-3にある「提案内容と同等規模以上の公共施設的设计実績」に記載する内容がわかる箇所を添付ください。
	○	65	募集要項	18	5	第4章	2.	(3)	ウ			代表構成員は2社以上（全て入札資格名簿登録者）で構成される共同企業体でも可能でしょうか。可能な場合、1社が要件を満たしていれば問題ないでしょうか。具体的には、代表構成員を2社以上の共同企業体として、その他の構成員を平塚市内業者として組み合わせる予定です。	建設業務を行う企業に関する「分担施工方式（共同施工方式併用）」の要件を、以下のとおり修正します。詳細は、【修正版】見附台周辺地区整備・管理運営事業（A・Cブロック）募集要項P18をご確認ください。 a. 共同企業体に関する要件 ②共同施工方式部分における構成員数は、以下のとおりとし、分担施工方式部分を含めて合計3者、もしくはそれ以上であること。 ・代表構成員は1者とする。 ・その他の構成員Bは、2者以上も可とするが、平塚市内に本店を有している者は1者のみとする。
	○	66	募集要項	18	7	第4章	2.	(3)	ウ	a.	②	「共同施工方式部分における構成員数は2者とし、分担施工方式部分を含めて合計3者」と記載がありますが、これ以上の構成員数であれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	No65をご参照ください。
	○	67	募集要項	18	8	第4章	2.	(3)	ウ	a.	①～④	共同企業体に関する要件証明書類は、代表構成員、その他の構成員A、Bとの間で締結する共同企業体協定書の写しを添付することで良いとの認識で宜しいでしょうか。	提案書提出時では共同企業体協定書の提出は求めておらず、様式2-4「建設企業の共同企業体（JV）要件確認書」に、共同企業体結成予定の企業名、所在区分、出資比率を記載し、必要な資料を添付の上、ご提出ください。
	○	68	募集要項	18	13	第4章	2.	(3)	ウ	b.	i	『公共工事の元請として施工』とありますが、『公共工事』は法定再開発による市街地再開発事業や大都市法に基づく都心共同住宅供給事業も『公共工事』に含むと考えて宜しいでしょうか。いずれも補助金交付対象事業です。	原則はご理解のとおりですが、実績とされる場合には事前に市にご相談ください。
	○	69	募集要項	18	16	第4章	2.	(3)	ウ	b.		構成員は3社以上でも可能でしょうか。	No65をご参照ください。
	○	70	募集要項	18	29	第4章	2.	(3)	ウ	b.	i	公共事業の元請施工実績については建物用途は問わないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	71	募集要項	18	29	第4章	2.	(3)	ウ	b.	i	公共事業の元請施工実績として、市街地再開発組合が発注者の施工実績も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	原則はご理解のとおりですが、実績とされる場合には事前に市にご相談ください。
	○	72	募集要項	18	29	第4章	2.	(3)	ウ	b.	i	実績の証明添付資料はCORINSの写しがあれば、契約書、図面等の写しの添付は不要との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、様式2-5にある「施工実績」に記載する内容がわかる箇所を添付ください。
	○	73	募集要項	18	29	第4章	2.	(3)	ウ	b.	i	公共事業の元請施工実績がCORINS未登録の場合には、契約書、契約図書の実績を証明できる部分の写しを添付することで認められるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、様式2-5にある「施工実績」に記載する内容がわかる箇所を添付ください。
	○	74	募集要項	18	29	第4章	2.	(3)	エ	b.		提案内容と同等規模以上の公共施設の実績とは文化ホールとして供する部分の延床面積が提案内容と同等規模以上であることが条件との認識で宜しいでしょうか。	質問の該当箇所は募集要項p.18ではなくp.19と推測します。建物の用途や規模、時期について具体的な要件を設定していませんが、「提案内容と同等規模以上の公共施設の維持管理業務実績」を満たす類似の実績を提出ください。
	○	75	募集要項	18	29	第4章	2.	(3)	エ	b.		公共施設の実績としては市街地再開発組合が発注者の維持管理業務実績も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	原則はご理解のとおりですが、実績とされる場合には事前に市にご相談ください。
	○	76	募集要項	18	29	第4章	2.	(3)	オ	b.		提案内容と同等規模以上の公共施設の実績とは文化ホールとして供する部分の延床面積が提案内容と同等規模以上であることが条件との認識で宜しいでしょうか。	質問の該当箇所は募集要項P18ではなくP19と推測します。建物の用途や規模、時期について具体的な要件を設定していませんが、「提案内容と同等規模以上の公共施設の運営業務実績」を満たす類似の実績を提出ください。
	○	77	募集要項	18	29	第4章	2.	(3)	オ	b.		公共施設の実績としては市街地再開発組合が発注者の運営業務実績も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	原則はご理解のとおりですが、実績とされる場合には事前に市にご相談ください。
	○	78	募集要項	19	19	第4章	2.	(3)				「複数の団体がグループを構成して応募することができること」とありますが、本参加資格は構成する企業のうち1社でも条件を満たしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	複数の団体に応募する場合は、応募する全ての企業が応募要件を満たす必要があります。
	○	79	募集要項	19	28	第4章	2.		オ	b.		運営業務を行う企業の要件について、「提案内容と同等規模以上の公共施設」というのは、席数・延べ面積など、どの程度の範囲であれば許容されますでしょうか。	No76をご参照ください。
	○	80	募集要項	20	22	第4章	4.	(1)				提案上限額は契約期間内の物件施工、維持管理、運営等の総額という認識でしょうか。あるいは賃借土地の地代を控除した金額でしょうか。	提案上限額は、別添9「サービス対価及び地代の支払い方法」の表1に示すサービス対価の総額であり、地代を控除した金額ではありません。
	○	81	募集要項	20	22	第4章	4.	(1)				金額は物価変動などにより見直しを行うことは可能ですか。	ご質問は、募集要項P20「4.提案価格の上限及び下限」にある、公共施設整備運営費（サービス対価）の参考基準価格（提案上限額）についてと理解します。公共施設整備運営費（サービス対価）の改定については、別添9「サービス対価及び地代の支払い方法」をご参照下さい。

○	82	募集要項	20	22	第4章	3.	(7)			企画提案書提出から基本契約締結に至るまでの間に事業者都合により辞退した場合のペナルティはありますでしょうか。また、いつの時点からどの程度発生するのでしょうか。	企画提案書提出から優先交渉権者の選定、公表までの間は、事業者都合による辞退に対するペナルティはありませんが、市は、提案内容に関するヒアリング後の事業者都合による辞退は想定しておりません。また、優先交渉権者の選定、公表後から基本協定締結までの間は、基本協定第8条第3項に準じて市に生じた損害を賠償してもらうこともあり得ます。さらに、基本協定締結後から基本契約締結までの間は、基本協定第8条第3項に基づき市に生じた損害を賠償していただきます。
○	83	募集要項	20	31	第4章	4.	(1)			提案上限額13,234,000千円は様式9-5の『名目金額』または『現在価値換算金額』のうち『名目金額』という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、参考基準価格（提案上限額）13,234,000千円（税込）は、様式9-5で提案いただくサービス対価の合計（名目金額）【①+②+③+④】（税込）に対する上限額です。
○	84	募集要項	23	14	第6章	4.				保証金の額はいくらとなりますでしょうか。	No85の回答をご参照ください。
○	85	募集要項	23	14	第6章	4.				契約保証金は施設整備契約11条と定期借地権設定契約5条の2つのみと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	86	募集要項	27	9	別紙-2					既存歩道橋の撤去等を含む提案も認めるとありますが、地区の一体的な賑わい創出に有効と考え、敷地内デッキを既存歩道橋まで延伸・接続（一部改修）を提案した場合、市として管理者に対する強力な働きかけをしていただけますでしょうか。	「強力な」働きかけが意図する内容が不明瞭なため、回答しかねます。ご提案いただいた内容が地区の一体的な賑わい創出に有効と市が判断した場合は、特定事業者が実施する管理者との協議に対して市は支援いたします。
○	87	別添1：要求水準書	6	20	第1章	6.				余剰地の分筆に係る費用負担はどのようになりますでしょうか。	事業者負担となります。
○	88	別添1：要求水準書	11	4	第1章	10.	(1)			第4種高度地区の高さ制限がありますが、周辺ビルには、この制限が負荷される前に建築された高層ビルがいくつか存在します。土地の有効活用という観点から、この制度の見直しを行うことは可能でしょうか。また、この見直しが行われる場合、全体のスケジュールに対する影響はどのようになりますでしょうか。	現時点では、高度地区を見直す予定はありません。
○	89	別添1：要求水準書	11	9	第1章	10.	(1)			まちづくり条例に規定される幅員6m以上、通り抜け道路の場合4.5m～5mが適用され、道路拡幅が要求される場合、道路拡幅分の面積は賃借対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	90	別添1：要求水準書	11	20	第1章	10.	(1)			土壌汚染調査は不要という認識で問題ないでしょうか。また、工事過程で万一土壌汚染が発見された場合の費用負担、スケジュール遅延の場合の対策をご教示ください。	施設整備仮契約書（案）第37条をご参照ください。
○	91	別添1：要求水準書	11	23	第1章	10.	(1)			非常用貯水タンクを移転しない場合、タンクの瑕疵責任担保は市が負うものという認識で間違いないでしょうか。また、タンクの保守管理、管理費用はだれが負うべきかをご教示ください。事業者負担の場合は、過去の管理費用等をご開示ください。	移設しない場合の非常用貯水タンクの瑕疵責任担保は市となります。タンクの保守管理、管理費用は市が負担します。
○	92	別添1：要求水準書	11	23	第1章	10.	(1)			「事業対象地北西に非常用貯水タンクが埋設されている。」とありますが、非常用貯水タンクについては、原状のままとした場合も、事業者の提案及び負担により撤去・移設した場合でも、日常管理、定期的な点検・修繕については貴市により実施されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	93	別添1：要求水準書	11	30	第1章	10.	(1)			具体的にどの建物が道路車線規制の緩和を受けているかをご教示ください。	詳細資料は閲覧可とします。閲覧を希望する場合は、募集要項P25の「担当窓口」にお問い合わせください。
○	94	別添1：要求水準書	11	31	第1章	10.	(1)			市が事業対象地域内に仮設置と記載されていますが、仮設置の意味をご教示ください。	仮設置とは、既存の市民センター解体工事に伴い、江戸城の井戸枠と平塚の歌碑を市が事業対象地内に一時的に移設することを指します。
○	95	別添1：要求水準書	12	11	第1章	10.	(2)	ア		「みんなのトイレ以外のトイレ」という記載は神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく「みんなのトイレ」を設置せず、それ以外のトイレを設置するということでしょうか。	「みんなのトイレ」に厳密に基づく必要はありませんが、障がい者、高齢者及び子どもを連れて人が利用しやすい「みんなのトイレ」に準じた設備を想定しています。
○	96	別添1：要求水準書	13	44	第1章	10.	(2)	イ		「開館時間の延長や、休館日（メンテナンス日等）の追加は、特定事業者の提案を踏まえ、市との協議により決定する。」とありますが、原則曜日・時間によらない臨時的な開館もしくは閉館はこれまでにありましたでしょうか。あった場合は年間の発生回数や事由、時間等について具体的にご教示ください。（直近3年度分程度）	平成23年度に発生した東日本大地震に関連する休館はございました。（平成24年4月まで）それ以外のものは記録にございません。
○	97	別添1：要求水準書	13	44	第1章	10.	(2)	イ		「開館時間の延長や、休館日（メンテナンス日等）の追加は、特定事業者の提案を踏まえ、市との協議により決定する。」とありますが、貴市の要望・指示により、原則曜日・時間（提案含む）によらない臨時的な開館等が発生した場合、別途費用をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、市の要望・指示により臨時的な開館等が発生することは想定しておりません。なお、詳細は、指定管理者基本協定書（案）第12条をご参照ください。

○	98	別添1：要求水準書	13	46	第1章	10.	(2)	イ			七夕まつり開催日は「24時間開館すること」とありますが、事業者が行う具体的な業務についてご教示願います。また、24時間開館することにより、通常時の常駐スタッフ配置時間以外で配置が必要になる場合は別途請求が可能との理解でよろしいでしょうか。	七夕まつり開催時に事業者が行う具体的な業務としては、24時間のスタッフ配置（2名程度）を想定しております。ただし、主催事業・自主事業で、事業者の提案によって、七夕まつりでイベント等を実施することは可とします。
○	99	別添1：要求水準書	13	46	第1章	10.	(2)	イ			湘南ひらつか七夕まつりの本部として使用した後は原状回復のうえで撤収だけとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	100	別添1：要求水準書	15	3	第1章	10.	(3)	ア			見附台公園を再整備することとありますが、公園の新設とリノベーションのどちらをイメージしているのでしょうか。	ご質問の意図が、都市計画法上の整備内容に関するものであれば、新設による都市計画公園の決定ではなく、既存見附台公園の都市計画決定の変更とご理解ください。
○	101	別添1：要求水準書	16	9	第2章	1.	(1)	イ			平塚市景観計画第5章において、「建築行為等が行われる際に、届出制度により、景観に関するきめ細かな協議・誘導を行っています。」とあります。届出を行うタイミングは事業者選定後になると想定されますが、協議・誘導により大幅な変更が生じた場合、費用についても協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、詳細は、施設整備仮契約書（案）第23条をご参照ください。
○	102	別添1：要求水準書	16	21	第2章	1.	(1)	エ			「来街者の一時避難などに考慮した計画とする。」とありますが、（仮称）新文化センターおよび見附台公園の平塚市の防災拠点としての指定の有無をご教示願います。	（仮称）新文化センター及び見附台公園は、平塚市地域防災計画において避難場所等の位置付けはありません。
○	103	別添1：要求水準書	16	23	第2章	1.	(1)	エ			一時避難所としての要件がありましたらご教示ください。例：簡易トイレ、発電設備、UPSなど。また、どの位の収容人員を想定されていますでしょうか。	（仮称）新文化センターでは、災害時における公共交通機関の停止等に伴う施設利用者の一時的な待機場所を想定しているため、設備等に係る要件はありませんので、事業者の提案によります。
○	104	別添1：要求水準書	16	23	第2章	1.	(1)	エ			「災害時における施設利用者の一時避難に対応できるような計画とする。」とありますが、（仮称）新文化センターにおける防災備蓄用品の準備は必要でしょうか。必要な場合、必要数等についてご教示願います。	現時点では大規模地震や公共交通機関の停止等に伴う一時的な待機場所としての想定ですので、防災備蓄用品の準備については市として指定はございませんので、事業者の提案によります。
○	105	別添1：要求水準書	16	25	第2章	1.	(1)	エ			現在の防災倉庫の仕様、必要倉庫面積、収蔵品をご教示ください。	見附台広場に設置している既存防災倉庫の仕様は、国際標準規格による20 t 型海上輸送用コンテナを改造したもの（昭和57年度設置。アルミ製の中古）で、寸法が縦243.8cm×横605.8cm×高さ243.8cm、床面積は13.94㎡、最大積荷重量18 t 以上、外装は防水仕上げで日本塗料工業会昭和56年度版J7-413の色となっています。必要倉庫面積は14.77㎡です。収蔵品については、募集要項P25「担当窓口」にお問い合わせください。
○	106	別添1：要求水準書	16	25	第2章	1.	(1)	エ			「既存防災倉庫は、周辺景観に配慮し、（仮称）新文化センター敷地内の適切な位置に移設する。」とありますが、本倉庫についての維持管理は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	107	別添1：要求水準書	16	25	第2章	1.	(1)	エ			見附台広場に設置してある既存防災倉庫に収納されている防災備品の内訳をご教示願います。	No105を参照ください。
○	108	別添1：要求水準書	16	25	第2章	1.	(1)	エ			見附台広場にある既存防災倉庫の寸法（縦横高さ）をご教示いただけますか。	No105をご参照ください。
○	109	別添1：要求水準書	16	25	第2章	1.	(1)	エ			防災倉庫内に収納されている物品についてご教示ください。	No105をご参照ください。
○	110	別添1：要求水準書	16	25	第2章	1.	(1)	エ			防災倉庫を、計画上、市民ホールの建物の一部に取り込んで計画することは可能でしょうか。	見附台広場にある既存防災倉庫の移設を想定しており、建物の一部に取り込んで計画することは不可とします。
○	111	別添1：要求水準書	16	27	第2章	1.	(1)	エ			防災無線受信局の設備は現行のものを撤去せず、移設置する方向でもよろしいでしょうか。	既存施設は、撤去するものとしています。
○	112	別添1：要求水準書	16	27	第2章	1.	(1)	エ			既設防災無線受信局の移設において、申請者は事業者となるのでしょうか。申請者が行政や自治体以外の申請で問題は無いでしょうか。	申請手続きは、特定事業者が行うものとなります。
○	113	別添1：要求水準書	16	27	第2章	1.	(1)	エ			「既設防災無線受信局（第2局：平塚市見附台公園北側、第124局：平塚市見附台公園南側）の機能を本施設に移設すること。」とありますが、本設備についての維持管理は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	114	別添1：要求水準書	16	27	第2章	1.	(1)	エ			既設防災無線受信局の仕様と対応が必要な設備（電源容量・通信線）の情報を開示願いますでしょうか。	既存防災無線受信局の第2局と第124局はいずれも鋼管柱にアンテナ、スピーカー等で構成されています。本事業において設置する防災無線局の設置方法は事業者の提案に委ねております。必要な設備については、設置方法に応じて異なるため、詳細は募集要項P25「担当窓口」にお問い合わせください。



○	115	別添1：要求水準書	16	27	第2章	1.	(1)	エ			既設防災無線受信局の詳細をご教示いただけますか。	No114をご参照ください。
○	116	別添1：要求水準書	16	32	第2章	1.	(1)	オ			屋外防犯カメラの設置に関する見解をご教示ください（周辺プライバシー保護との兼ね合い）。	現時点では、屋外防犯カメラの設置については、施設計画等を踏まえ、ご提案ください。なお、市内の既存公共施設においては一部を除いて、屋外防犯カメラを設置していません。
○	117	別添1：要求水準書	17	4	第2章	1.	(1)	カ			見附台公園の整形化とは形を整形にすることが必要でしょうか。	見附台公園の形を現状の形と比較して整形化となるような提案としてください。
○	118	別添1：要求水準書	17	11	第2章	1.	(1)	カ			市民ホールの利用に関し、トラック等による搬入道路の制限がありましたらご教示ください。	特段制限のない区域と認識しておりますが、道路の使用については当該道路に係る法令等を遵守してください。
○	119	別添1：要求水準書	17	14	第2章	1.	(1)	カ			七夕まつり利用時の広さ、高さ、人数、騒音等の目論見がありましたらご教示ください。	現時点では、現在の七夕まつりと概ね同程度の利用ができることを想定しています。現在の七夕まつり利用時の詳細については、募集要項P25「担当窓口」に問い合わせてください。
○	120	別添1：要求水準書	17	14	第2章	1.	(1)	カ			「七夕まつり等のイベント時などに活用できる空間づくりを行う。」とありますが、七夕まつりの他に当該計画地を活用するイベントがありましたらご教示ください。	現在、見附台広場は「湘南よさこい祭り」のパフォーマンス会場や日常的なグラウンドゴルフの会場として使用されております。
○	121	別添1：要求水準書	18	22	第2章	1.	(2)	ア			必要なサインに関しすべて日本表記、あるいは日本語＋英語、どちらにすべきかをご教示ください。また、居住市民の国籍等により多言語表記とすべき場合は、何語の表記が必要かご教示ください。	屋外に設置する不特定多数の方を対象とする案内サインや誘導サインは、平塚市公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン）を参考に設置してください。当該ガイドラインでは、言語表記は日本語＋ひらがな＋英語併記を原則としています。また、対応可能であれば、日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語及びピクトグラム表記を推奨しています。なお、屋内に設置する案内表示や室名板などは当該ガイドラインの対象外です。
○	122	別添1：要求水準書	19	16	第2章	1.	(2)	ウ	(ア)		「特に指定するもの、又は、雨がかり等により、安全性、耐久性を損なうおそれがある機器は原則として屋内設置とすること」とありますが、耐久性等への配慮された仕様を採用する場合は、屋外への機器設置を行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	123	別添1：要求水準書	19	22	第2章	1.	(2)	ウ	(ア)		太陽光、風力等の活用に関し、規模等の指針がありましたらご教示ください。	特にありません。
○	124	別添1：要求水準書	19	33	第2章	1.	(2)	ウ	(イ)	①	「高所に設ける器具は、容易に維持管理できる構造とする。」とありますが、大ホール・エントランスホールの照明（一般部）はLED照明を採用し、長期に渡り交換不要な計画とする提案は可能でしょうか。（交換時は足場を設置しての交換となります）	交換頻度によりますので、ご提案の際は頻度をお示しください。ある程度長期に交換が不要と判断できる場合、利用者の安全性を確保した上で、特定事業者によるLED照明の交換を実施することを前提とした提案を可とします。
○	125	別添1：要求水準書	20	16	第2章	1.	(2)	ウ	(イ)	④	施設設置型の排水ポンプ、給水ポンプの設置は必須でしょうか。	自家発電設備の仕様は限定しませんので、要求水準を満たすようご提案ください。
○	126	別添1：要求水準書	20	21	第2章	1.	(2)	ウ	(イ)	④	3日間運転可能とは、72時間連続運転という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
○	127	別添1：要求水準書	20	24	第2章	1.	(2)	ウ	(イ)	⑥	電話の通信費及び公衆無線LANの通信費はサービス対価に含まず別途と理解して宜しいでしょうか。	電話の通信費については、サービス対価Bに含まれます。公衆無線LANの機器設置費及び通信費は市が負担します。なお、公衆無線LANに関する日常の使用における不具合等に係る市への連絡・報告は特定事業者が実施してください。
○	128	別添1：要求水準書	20	25	第2章	1.	(2)	ウ	(イ)	⑥	電話設備の内線数および電話回線数はどのくらいを想定していますでしょうか。1室1回線でもよろしいでしょうか。	内線は、各居室1回線以上を想定しています。外線について、事業者提案としますが、平塚市民センターでは2回線となっています。ただし、平塚市民センターでは、施設予約の受付や利用案内が主で、チケット販売は行っていません。以上を参考にご提案ください。
○	129	別添1：要求水準書	20	28	第2章	1.	(2)	ウ	(イ)	⑦	公衆無線LANの設置は任意と考えて宜しいでしょうか。	No127をご参照ください。
○	130	別添1：要求水準書	21	8	第2章	1.	(2)	ウ	(イ)	⑨	テレビ共同受信設備は地上波デジタルのみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	131	別添1：要求水準書	21	10	第2章	1.	(2)	ウ	(イ)	⑩	現状ではテレビ電波障害は発生していないと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	○	132	別添1：要求水準書	21	22	第2章	1.	(2)	ウ	(イ)	⑬	「公衆電話は一般用とタクシー専用電話の設置を想定すること。」とありますが、それぞれ何ヵ所を想定すればよろしいでしょうか。	エントランス（受付、管理事務室等）の周辺に1か所の設置を想定しています。
	○	133	別添1：要求水準書	21	29	第2章	1.	(2)	ウ	(イ)	⑮	「鍵の管理は、個人個人の出入館管理が行えるシステムとする」とありますが、個人を特定した形で入退館履歴が記録されるシステムという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	134	別添1：要求水準書	22	1	第2章	1.	(2)	ウ	(イ)	⑮	「各諸室及びエントランスホールの最終出入口は施錠ができるようにすること」とありますが、諸室毎の日々施錠を求めるものではなく、施錠ができる計画とし、実際の運用は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	135	別添1：要求水準書	23	2	第2章	1.	(2)	ウ	(ウ)	⑧	電気あるいはガス式給湯器とありますが、蓄熱式等の利用は不可と考えてよろしいでしょうか。	蓄熱式を不可とする意図はありません。給湯器の熱源について、電気またはガスを適切な個所で使い分けることを想定しています。
	○	136	別添1：要求水準書	23	6	第2章	1.	(2)	ウ	(ウ)	⑩	都市ガス設備を止め、オール電化とすることは可能でしょうか。	可能ですが、維持管理コストへの配慮や非常時のライフラインのバックアップ等に留意し、適切にご提案ください。
	○	137	別添1：要求水準書	24	19	第2章	1.	(2)	エ	(ア)	①	吊りバトンについては、合計で33本以上と記載されており、かなり大規模となりますがご確認ください。	他市町のホール等を参考にしております。ただし、バトン数については、あくまで参考としてご提案ください。なお、様式8-12に舞台設備計画の概要を記載してください。
	○	138	別添1：要求水準書	25	17	第2章	1.	(2)	エ	(ア)	①	床構造（立体面）については、オーケストラ迫りのみ記載されていますが、大迫り、小迫りが不十分な点をご確認ください。仮設花道が必要と記載されているため、念のためです。	大迫り、小迫りの設置は想定しておりません。
	○	139	別添1：要求水準書	26	6	第2章	1.	(2)	エ	(ア)	②	ムービングライト等の使用を想定した調光操作卓とありますが、ムービングライト等については基本的に持ち込みではなく、調光操作卓を設置・貸出するという認識でしょうか。特にムービングライトの場合、機材にあった事前プログラム等も複雑となるため、調光操作卓は持ち込みが一般的かと思われます。設置の場合は、チャンネル数、ライトの概要（数・色数・投光パターン）等に関する目論見をご教示ください。	設置する調光操作卓はムービングライト等の使用を想定したものに限定しません。要求水準書を修正します。また、調光操作卓のチャンネル数、ライトの概要について、事業者の提案とします。
	○	140	別添1：要求水準書	26	17	第2章	1.	(2)	エ	(ア)	②	バックアップ機能と記載がありますが、どのような想定をされているかご教示ください。	信号回線及び操作部におけるバックアップを想定しています。
	○	141	別添1：要求水準書	26	32	第2章	1.	(2)	エ	(ア)	③	ネットワークオーディオによるフルデジタルのシステムと記載がありますが、マイク部、パワーアンプ部もフルデジタルを想定されていますでしょうか。	マイク部、パワーアンプ部のデジタル化は想定しておりません。
	○	142	別添1：要求水準書	26	32	第2章	1.	(2)	エ	(ア)	③	チャンネル・トラック数はどの程度を想定されますでしょうか。	事業者の提案とします。
	○	143	別添1：要求水準書	27	12	第2章	1.	(2)	エ	(ア)	③	拡声設備についての記載は、コンサート等ではなく、講演会などにおける利用を企図した記述と認識してよろしいでしょうか。音響反射板はPA利用時には一般的ではないと思われます。また、PAを利用したライブコンサート等では、スピーカーやアンプは奏者が想定した音と異なる可能性があるため、持ち込みを前提とすることをお勧めいたします。	要求水準書P26「③舞台音響設備」の内容をご参照の上、ご提案ください。
	○	144	別添1：要求水準書	27	21	第2章	1.	(2)	エ	(ア)	③	スクリーンサイズや解像度、照度等の指定はありますでしょうか。	スクリーンサイズは、400インチ程度としてください。解像度及び照度等については、室内照明点灯時にも最後方から映写面が視認できるものとしてください。
	○	145	別添1：要求水準書	28	3	第2章	1.	(2)	エ	(イ)	①	舞台は可動式ではなく、固定式のもの設ける形でよろしいでしょうか。バトン・舞台カーテン設置の場合、固定式の方がよろしいかと思われます。また、舞台の広さ（奥行）に指定はありますでしょうか（演目により異なります）。	前段について、No. 8をご参照ください。後段について、舞台の広さは、要求水準書P44の用途、事業者提案による主催事業・自主事業を踏まえ、事業者提案とします。
	○	146	別添1：要求水準書	28	3	第2章	1.	(2)	エ	(イ)	①	天井高に関する指定はありますでしょうか。	5m以上としてください。
	○	147	別添1：要求水準書	28	28	第2章	1.	(2)	エ	(イ)	②	小ホール空間に対してあらゆる角度から床面に投光可能と記載がありますが、客席空間床面への投光を想定していますでしょうか。	客席空間床面への投光をご想定ください。演出のバリエーション等については事業者提案とします。
	○	148	別添1：要求水準書	29	8	第2章	1.	(2)	エ	(イ)	②	バックアップ機能と記載がありますが、どのような想定をされているかご教示ください。	信号回線及び操作部におけるバックアップを想定しています。

	○	149	別添1：要求水準書	29	16	第2章	1.	(2)	エ	(イ)	③	チャンネル・トラック数はどの程度を想定されますでしょうか。	事業者の提案とします。
	○	150	別添1：要求水準書	29	19	第2章	1.	(2)	エ	(イ)	③	デジタル卓と記載がありますが、デジタル・マルチチャンネル・ミキサーという解釈でよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
	○	151	別添1：要求水準書	29	22	第2章	1.	(2)	エ	(イ)	③	スピーカーはすべて移動式をご希望でしょうか。壁面スピーカー等は想定されておられませんでしょうか。	基本的には移動式を想定しておりますが、効率的に運用できるスピーカシステムの提案を期待します。
	○	152	別添1：要求水準書	29	26	第2章	1.	(2)	エ	(イ)	③	バックアップに配慮と記載がありますが、どのような想定をされているかご教示ください。	信号回線及び操作部におけるバックアップを想定しています。
	○	153	別添1：要求水準書	29	28	第2章	1.	(2)	エ	(イ)	③	スクリーンサイズや解像度、照度等の指定はありますでしょうか。	スクリーンサイズは、225インチ程度としてください。解像度及び照度等については、室内照明点灯時にも最後方から映写面が視認できるものとしてください。
	○	154	別添1：要求水準書	30	1	第2章	1.	(2)	オ	(オ)		遮熱性舗装等の特殊舗装が必要な場合はご教示ください。	遮熱性舗装等について、必須とするものではありませんが、緑陰等の適切な配置など、利用者の快適性向上に資する潤いある外構を計画してください。
	○	155	別添1：要求水準書	30	4	第2章	1.	(2)	オ	(ア)		車侵入道路の指定がありましたらご教示ください。	特に指定はありません。ご提案頂く見附台周辺地区全体の施設計画に基づき、円滑な動線や周辺環境に配慮の上、適切にご提案ください。
	○	156	別添1：要求水準書	30	5	第2章	1.	(2)	オ	(ア)		車寄せはエントランスホールに隣接することが必須でしょうか。	必須とはしませんが、車いす利用者や雨天時の利用者の動線に配慮し適切にご提案ください。
	○	157	別添1：要求水準書	30	5	第2章	1.	(2)	オ	(ア)		車いす使用者用駐車マスを設置する出入口はエントランスホールの出入口に限定されますか。	車いす使用者が利用しやすい動線を確保できるのであれば、エントランスホールの出入口に限定するものではありません。
	○	158	別添1：要求水準書	30	7	第2章	1.	(2)	オ	(キ)		主催者・演者の機材搬入用大型トラックやバス等の駐車場は不要でしょうか。また、大型車両の進入に関し周辺道路に規制がありましたらご教示ください。	要求水準書P39「①-11 搬入口」に記載のとおり、機材搬入時に大型車が停車できるスペースを確保してください。バスの駐車場は不要ですが、(仮称)新文化センターの附属駐車場に一時的に主催者用駐車場が停車することは想定しています。
	○	159	別添1：要求水準書	30	9	第2章	1.	(2)	オ	(イ)		樹木調査は事業者負担で全数行うことが必要でしょうか。	既存の樹木調査を行わないと、生育状況・健全度状況を考慮した既存樹を残しながらの植樹計画が出来ないものと考えております。そのため、原則、全数行うこととしますが、樹木調査の方法については、優先交渉権者選定後、市と特定事業者の協議により決定します。
	○	160	別添1：要求水準書	30	22	第2章	1.	(2)	オ	(ウ)		多言語に関し、指定の言語がありましたらご教示ください。日本語、英語の他、北京語(中国語)、韓国語が一般的ですが、利用者属性に合わせ、国連標準言語のフランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語に関しても必要な場合はご教示ください。	No121をご参照ください。
	○	161	別添1：要求水準書	30	29	第2章	1.	(2)	オ	(エ)		時間によるエリア切り替え(暗くなるとすべてが点灯し、24時以降は一部のみの点灯に切り替わる等)が必要か、一斉点滅でよろしいかをご教示ください。	部分ごとの切り替えは必要と考えます。
	○	162	別添1：要求水準書	31	7	第2章	1.	(2)	オ	(キ)		新文化センターには関係者以外の駐車場・駐輪場は設置しないと解釈されますが、コンサート開催時等の観客用駐車場は文化センターには不要でしょうか。コンサート等のイベント開催時には多数の車での観客の来場が予想され、月極駐車を原則とする民間施設の駐車場利用は難しいと思われます。観客の駐車場についてご教示いただけますでしょうか。駐車場を設定しないとイベント時に混乱が発生すると同時に、住民からの苦情等も懸念されます。	要求水準書P31に記載のとおり、公共施設利用者用駐車場は設けません。コンサート開催時等には、公共交通機関の利用や、市営駐車場の利用を促すことを想定しています。
	○	163	別添1：要求水準書	31	7	第2章	1.	(2)	オ	(キ)		民間施設の駐車場・駐輪場に関し、ホールでのコンサート等開催時の観客用の場所を確保することは、開催中のみ利用となるため、収益性が著しく低くなると思われます。民間施設でこれらを対象とした駐車場・駐輪場設定は難しいと考えますので、これらを対象とした駐車場・駐輪場部分に関しては、市で保有し、運営を委託するという形に変更することは可能でしょうか。	要求水準書P31に記載のとおり、市で保有する公共施設利用者用駐車場は設けません。

	○	164	別添1：要求水準書	31	16	第2章	1.	(2)	オ	(キ)	新文化センターの必要台数分の自転車駐車を、余剰地に隔地で整備することについては、行政協議済という認識で宜しいでしょうか。	「平塚市自転車の放置防止に関する条例」に基づき整備する自転車等駐車場は、当該施設から50m以内の範囲であれば、隔地への整備は可能です。
	○	165	別添1：要求水準書	31	16	第2章	1.	(2)	オ	(キ)	民間施設にて隔地駐車場、駐輪場等を設置することに問題はないでしょうか。	駐車場については、まちづくり条例ハンドブックの6 各課が所管する基準 (14) 駐車場の整備基準をご確認ください。 まちづくり条例ハンドブック：http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page-c_02675.html また、駐輪場については、No164をご確認ください。
	○	166	別添1：要求水準書	31	24	第2章	1.	(2)	オ	(ク)	江戸城の井戸杵と平塚の歌碑について、「設置位置については、市との協議の上、決定すること。」とありますが、提案に盛り込む必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、現時点で市が想定しております設置場所と協議の時期についてご教示ください。	江戸城の井戸杵と平塚の歌碑の設置位置については、A1ブロック内を想定しています。最終的な設置位置については、市との協議により決定しますが、提案書にて設置位置をご提案ください。 特定事業者と市の協議は、設計業務期間中を想定しています。
	○	167	別添1：要求水準書	31	27	第2章	1.	(2)	オ	(ク)	既存市民センター大ホールのロビーに設置している石造りの彫刻について、写真等の資料をご提供いただくことは可能でしょうか。また現時点で想定しております協議の時期についてご教示ください。	石造りの彫刻についての資料は後日、公表致します。現時点では、協議の時期について、設計業務期間中を想定しております。
	○	168	別添1：要求水準書	32	7	第2章	1.	(3)	ア		館内は全面禁煙でよろしいでしょうか。喫煙室あるいは特定喫煙場所の設置は必要でしょうか。	全面禁煙を想定しておりますが、主催者及び出演者用の喫煙室等につきましては提案を妨げません。ただし、特定喫煙場所は完全な分煙及び周辺住民に配慮した提案を行ってください。
	○	169	別添1：要求水準書	33	14	第2章	1.	(3)	イ	①-1	残響時間1.7秒の設定は定員時あるいは空室時のどちらでしょうか。また、ホールへの扉には演奏中の出入りを配慮した前室を設置すべきでしょうか。	定員（満席）時で1.7秒程度を目標としてください。また、大ホール及び多目的ホールへの扉には、前室を設置してください。
	○	170	別添1：要求水準書	33	34	第2章	1.	(3)	イ	①-1	演劇利用に配慮した可視限界距離とありますが、演劇利用時は何席以上の利用を想定していいですか。	1,200席以上（オケピ利用時は1,000席以上）を想定します。
	○	171	別添1：要求水準書	33	44	第2章	1.	(3)	イ	①-1	椅子は固定式とありますが、大ホールは避難所利用等の目的では考えないということでしょうか。	現在のところ、（仮称）新文化センターは避難所指定されておりませんので、大ホールにつきましては固定式の椅子を想定しております。
	○	172	別添1：要求水準書	35	9	第2章	1.	(3)	イ	①-2	子供がガラス面を叩くことにも配慮と記載がありますが、2重ガラス等が必要でしょうか。	子どもがガラス面を叩くことに配慮されている計画であれば、必ずしも2重ガラスとする必要はありません。
	○	173	別添1：要求水準書	36	10	第2章	1.	(3)	イ	①-4	最大定員の20人使用時には化粧台等は共用でよろしいでしょうか。40㎡の広さの場合、20名分のメイクアップ設備は困難かと思われます。	20人使用時には化粧台（姿見鏡と机のセット）は共用で構いませんが、15セット以上は設置してください。
	○	174	別添1：要求水準書	36	12	第2章	1.	(3)	イ	①-4	シャワーブースの設置は不要でしょうか。	大楽屋にはシャワーブースの設置は不要です。
	○	175	別添1：要求水準書	36	27	第2章	1.	(3)	イ	①-4	最大定員の20人使用時には化粧台等は共用でよろしいでしょうか。40㎡の広さの場合、20名分のメイクアップ設備は困難かと思われます。	ご質問が、No173と同様に中楽屋についても28㎡の広さで15人分のメイクアップ設備が困難であるというご主旨の場合、目安として10セット以上の化粧台等は設置してください。
	○	176	別添1：要求水準書	36	30	第2章	1.	(3)	イ	①-5	シャワーブースの設置は不要でしょうか。	中楽屋にはシャワーブースの設置は不要です。
	○	177	別添1：要求水準書	36	35	第2章	1.	(3)	イ	①-5	ロッカーは不要でしょうか。	ロッカーの設置を求めます。要求水準書を修正します。
	○	178	別添1：要求水準書	37	13	第2章	1.	(3)	イ	①-6	部屋の施錠方法に関しては指定はありますでしょうか。	貸室は原則的に内側からはサムターン錠等、外側からは鍵による施錠を想定しておりますが、詳細は、設計協議を踏まえて決定します。
	○	179	別添1：要求水準書	37	24	第2章	1.	(3)	イ	①-7	入り口の間口、複数室に分割した場合の最低必要サイズ等の指定はありますでしょうか。	最低必要サイズの指定はありませんが、大ホール舞台で必要となる道具が円滑に収納できるサイズとしてください。
	○	180	別添1：要求水準書	39	8	第2章	1.	(3)	イ	①-10	什器備品リストに詳細記載がありませんが、ピアノのサイズはフルコンサートピアノで間違いございませんでしょうか。特に長さが一般的なフル・コンサートピアノのサイズ、280cm以上の特殊な大きさの場合にご教示ください。	大ホールで使用するピアノは現行のものを使用予定です。 ①スタインウェイピアノ（モデル D-274）奥行274cm/横幅157cm/高さ101.5cm ②ヤマハピアノ（モデル CFIII-S）奥行275cm/横幅160cm/高さ103cm

○	181	別添1：要求水準書	39	31	第2章	1.	(3)	イ	①-11	大型車と記載がありますが、10トン車（荷台長9.6m）を想定されますでしょうか。あるいは4トン車（荷台長6.2m）でよろしいでしょうか。さらに大きな20フィートコンテナ、あるいは40フィートコンテナについては想定しないことでよろしいでしょうか。	搬入車両は、最大11トンガルウイング車を想定します。20フィートコンテナ、40フィートコンテナの搬入は想定しておりません。
○	182	別添1：要求水準書	40	12	第2章	1.	(3)	イ	①-12	舞台から廊下等で直接接続すると記載がありますが、バックヤード通路等、観客が利用しない通路にて接続するという認識でよろしいでしょうか（直接接続する専用通路ではなくてもよろしいでしょうか）。	直接接続する専用通路でなくても構いませんが、利用者に配慮した動線となるように計画してください。
○	183	別添1：要求水準書	40	31	第2章	1.	(3)	イ	①-11	トラックの荷受けプラットフォームに関し、高床をご希望と推察いたしますが、高さはトラック用の80cmでよろしいでしょうか（コンテナの場合は、通常、110cmとなります）。あるいは可動式のテーブルリフターが必要でしょうか。	プラットフォーム高さは100cm程度として下さい。可動式のテーブルリフターの設置は想定しておりません。
○	184	別添1：要求水準書	40	33	第2章	1.	(3)	イ	①-13	舞台から廊下等で直接接続すると記載がありますが、バックヤード通路等、観客が利用しない通路にて接続するという認識でよろしいでしょうか（直接接続する専用通路ではなくてもよろしいでしょうか）。	直接接続する専用通路でなくても構いませんが、利用者に配慮した動線となるように計画してください。
○	185	別添1：要求水準書	42	4	第2章	1.	(3)	イ	①-16	投光室（以下同様）と記載がありますが、これは部屋仕様ではなく、それぞれの当該照明設備の設置場所と考えてよろしいでしょうか（裏側等からアクセス可能な設置スペース）。	ご理解のとおりです。
○	186	別添1：要求水準書	42	17	第2章	1.	(3)	イ	①-16	スポットライトを横4列、縦6列と記載がありますが、これは照度ではなく、24方向への投光ができるようにという認識でしょうか。照度の場合は大出力のライトで対応することも可能です。	照度ではなく、灯体の数を示しております。
○	187	別添1：要求水準書	44	8	第2章	1.	(3)	イ	②-1	技術ギャラリーとは技術操作用のホール壁面に面した部屋という解釈で間違いございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	188	別添1：要求水準書	45	8	第2章	1.	(3)	イ	②-2	什器備品リストに詳細記載がありませんが、ピアノのサイズはフルコンサートピアノで間違いございませんでしょうか。特に長さが一般的なフル・コンサートピアノのサイズ、280cm以上の特殊な大きさの場合はご教示ください。	多目的ホールのピアノは現在大会議室で使用しているものを使用予定です。 ・ヤマハピアノ（モデル C5L）奥行200cm/横幅149cm/高さ101cm 本品はフルコンサートピアノではありませんが、将来的な更新を見据えてコンサートピアノを収納できることと記載しております。
○	189	別添1：要求水準書	46	15	第2章	1.	(3)	イ	③-1	マイクに関し本数、ご希望をご教示ください。マイクケーブルと記載がありますが、ワイアレスではなく有線マイクの認識で間違いございませんかも合わせてご教示ください。	マイクは合計6本程度で、有線マイク1～2本、ワイヤレス3～4本程度としてください。
○	190	別添1：要求水準書	46	22	第2章	1.	(3)	イ	③-1	スピーカースタンドとありますが、スピーカーは壁・天井に埋め込まず、移動可能なものという認識で間違いございませんかご教示ください。	スピーカーは壁・天井に埋め込む仕様としてください。なお、要求水準書の什器備品等（特定事業者調達分）の「スピーカースタンド」は削除します。
○	191	別添1：要求水準書	46	23	第2章	1.	(3)	イ	③-1	プロジェクターは準備しない前提でよろしいかご教示ください。	プロジェクター及びスクリーンは市が調達します。
○	192	別添1：要求水準書	46 47 49	11 11 31 18	第2章	1.	(3)	イ	③-1 ③-2 ③-3 ③-5	大会議室、小会議室、和室、大練習室、小練習室が「大ホール、多目的ホールの楽屋としての活用に配慮した動線を確保する。」とありますが、全ての部屋が楽屋活用できる前提で計画する必要がありますか。一部の部屋が、大ホール、多目的ホールのどちらかの楽屋でしか使えない計画でも、運営側で運営できると判断した場合は、そのように計画しても構いませんか。	運営企業が運営できると判断する場合に限り、一部の部屋が大ホール・多目的ホールのどちらかの楽屋でしか使えない場合も可とします。
○	193	別添1：要求水準書	47	13	第2章	1.	(3)	イ	③-2	音響スピーカーは壁あるいは天井埋め込みタイプでよろしいかをご教示ください。また、アンプ等の記載がございませんが、これは他室のものを流用されると解釈してよろしいでしょうか。	スピーカーは壁・天井に埋め込む仕様としてください。また、小会議室では他諸室と同様に、要求水準書P21「⑧放送設備」の設備を設置するものとし、当該記載の「音響スピーカー」の記載は削除します。
○	194	別添1：要求水準書	47	23	第2章	1.	(3)	イ	③-3	専有面積35㎡の場合、押し入れ等を考慮し、畳8畳の広さでよろしいでしょうか。また、入り口部分は上り框仕様とし、一段上がった形でよろしいでしょうか（この場合、バリアフリーとはなりません）。	現行平塚市民センターの和室が37.6㎡で22.5畳となっておりますので、参考としてください。上り框仕様について問題はございませんが、スロープによる段差の緩和等をご提案ください。
○	195	別添1：要求水準書	48	22	第2章	1.	(3)	イ	③-4	ドラムセット、シンバルセット、ギター・ベースアンプに関するメーカーや仕様の指定はございますでしょうか。また、ドラムセット、シンバルセット、ピアノについては電子式のものとおコースティックのものどちらがよろしいでしょうか。	特段指定はございませんが、提案施設の用途や幅広い年齢層の利用を考慮した仕様をご提案ください。

○	196	別添1：要求水準書	48	27	第2章	1.	(3)	イ	③-4	マイク、アナログミキサー、パワーアンプ、2ウェイスピーカーはボーカル用及びプレーヤー再生用のものでアコースティックが来ようのものではないという認識で問題ないでしょうか。また、部屋の大きさ、目的から考慮し、ミキシングされた音をスピーカーから出力することは想定していないという前提でよろしいでしょうか。あるいは備品記載がございませんが、音楽スタジオのようにヘッドフォンからミキシング後の音を出力する仕様とする必要がありますでしょうか。	現時点では、アコースティック仕様とすること、ミキシングされた音をスピーカーやヘッドホンから出力することは想定しておりません。ただし、事業者提案を踏まえ、優先交渉権者選定後の市との協議により、仕様を変更する可能性はあります。
○	197	別添1：要求水準書	48	40	第2章	1.	(3)	イ	③-4	什器備品、仕様にDTMの利用が想定されておりませんが問題ないでしょうか。	現時点では、DTMの利用は想定しておりません。
○	198	別添1：要求水準書	49	21	第2章	1.	(3)	イ	③-5	特定事業者調達分の什器備品についての設置は不要という認識で間違いはないでしょうか。	小練習室は、楽器等は利用者による持ち込みを想定しているため、ご理解のとおりです。
○	199	別添1：要求水準書	50	2	第2章	1.	(3)	イ	④-1	管理事務室内に必要諸室があれば、ご教示ください。（例えば打合せコーナー、会議室、ビル管理室など）	特段指定はございません。管理上必要と想定される範囲で御提案ください。
○	200	別添1：要求水準書	50	7	第2章	1.	(3)	イ	④-1	管理事務室についてですが、一室で230㎡確保する考えでよろしいでしょうか。休憩室や更衣室等の室を分ける必要はありますでしょうか。	特段指定はございません。管理上必要があると認められる場合は、複数室の提案を妨げません。
○	201	別添1：要求水準書	50	7	第2章	1.	(3)	イ	④-1	管理事務室は230㎡を一室で確保する必要がありますか、	No200をご参照ください。
○	202	別添1：要求水準書	50	8	第2章	1.	(3)	イ	④-1	管理事務室を、1室ではなく複数の部屋に分けることは可能でしょうか。	No200をご参照ください。
○	203	別添1：要求水準書	50	36	第2章	1.	(3)	イ	④-1	倉庫（事務・管理機能）は100㎡を一室で確保する必要がありますか、	管理事務室に近接していれば一室でなくても構いません。
○	204	別添1：要求水準書	51	12	第2章	1.	(3)	イ	⑤-1	クロークは不要でしょうか。	常設のクロークは不要ですが、要求水準書P35「①-3 ホワイエ」にて客席に持ち込みづらい利用者の荷物等を預かることのできるスペースを設置することを想定しています。
○	205	別添1：要求水準書	51	24	第2章	1.	(3)	イ	⑤-1	「簡易なカフェスペース等、日常的に市民が立ち寄れるような居場所づくり」とありますが、「簡易なカフェスペース」とは業者が運営する形態のものか、市民が自主的に使えるキッチンスペースのようなもの、または自動販売機と飲食スペースを想定しているのか、詳細のお考えがあればご教示ください。	特定事業者による運営するカフェの提案も可能ですが、公有財産の貸付または目的外使用料を負担いただくこととなります。また、自動販売機を置くだけのカフェスペースの提案でも差支えありません。
○	206	別添1：要求水準書	51	38	第2章	1.	(3)	イ	⑤-1	現在の星のプラザのような囲碁のための常設専用室の設置は不要でしょうか。	No9をご参照ください。
○	207	別添1：要求水準書	54	5	第2章	1.	(4)	ア		公園に関し、以下の可否をご教示ください。 ①一般車両、オートバイ等の乗り入れ ②自転車、セグウェイ、スケートボード等の乗り入れ ③ゴルフ練習、その他球技、フリスビー等の利用 ④商業目的の撮影 ⑤露天商等の無許可物品販売 ⑥無許可の集会等 ⑦リードをつけていないベットの立ち入り ⑧花火、バーベキュー等の火の利用（バーベキューについては民間管理の下、便益施設として設置する可能性があります） ⑨喫煙（全面喫煙可とするかあるいは喫煙エリアとして設置するか）	以下のとおりとします。 ①乗入れ禁止 ②周囲に利用者があるにも関わらず、乗り回すなど危険が及ぶ行為は禁止 ③ゴルフ練習は禁止。その他、周囲に危険が及ぶ行為の禁止 ④許可申請が必要 ⑤無許可の行為は禁止。許可申請が必要 ⑥無許可の行為は禁止。許可申請が必要 ⑦リード無しは禁止 ⑧火気使用禁止。ただし手持ち花火程度は火の取扱いとごみの後始末を実施することを条件に制限しません。近隣住民への配慮からバーベキューの火気使用は許可していません。見附台公園の便益施設のバーベキュー施設設置については設置を認められません。 ⑨最低限のマナーを持った喫煙については、全面喫煙可としています。
○	208	別添1：要求水準書	54	8	第2章	1.	(4)	ア		「多くの市民の憩い・にぎわいを創出する計画とすること」とありますが、これまでの見附台広場の利用について、利用団体、内容及び要した面積を具体的に教示ください。（過去3年度分程度の実績）	日常利用では、ゲートボールやグラウンドゴルフ等で利用されています。その他、湘南ひらつか七夕まつりや湘南よさこい祭りのイベントスペースとしての利用があります。詳細は、募集要項P25「担当窓口」に問い合わせてください。
○	209	別添1：要求水準書	54	13	第2章	1.	(4)	イ		公園内の広場の面積をご教示ください。	要求水準書の別添資料8「既存施設及び地下構造物の状況」をご確認ください。
○	210	別添1：要求水準書	54	18	第2章	1.	(4)	ウ		「整備後すぐに緑陰の確保が必要な場所の樹木」、「景観上必要な樹木」として想定している樹木があればご教示ください。	「整備後すぐに緑陰の確保が必要な場所の樹木」は提案によると考えていますので、こちらでは想定していません。また、見附台公園内に、「景観上必要な樹木」は、景観重要樹木を含め特にありませんが、見附台緑地脇にあるクスノキは保全樹となっていますので、保存する必要があります。

	○	211	別添1：要求水準書	54	18	第2章	1.	(4)	ウ			樹木調査は事業者負担で全数行うことが必要でしょうか。	No159をご参照ください。
	○	212	別添1：要求水準書	55	4	第2章	1.	(4)	カ			トイレは「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に沿った男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレを設置することとありますが、公園内に独立棟として設置する必要がありますでしょうか。(仮称)新文化センターの建物内に設置し、外部から直接利用できる構造とすることは可能でしょうか。	原則、見附台公園と(仮称)新文化センターのトイレは別々に設置することを想定しています。ただし、公園のトイレを24時間365日利用可能とすることを前提とし、建物内に設置した場合に適正に維持管理することが可能であれば、運用や維持管理の方法も含め、ご提案ください。
	○	213	別添1：要求水準書	56	5	第2章	1.	(4)	キ	⑥		江戸城の井戸枠と平塚の歌碑の仮設置の費用負担は事業者となりますか。	江戸城の井戸枠と平塚の歌碑の仮設置は、既存の市民センターの解体工事に伴い市負担で行います。
	○	214	別添1：要求水準書	56	5	第2章	1.	(4)	キ	⑥		江戸城の井戸枠と平塚の歌碑の仮設置の場所をご教示ください。	A1ブロック内の現況の見附台広場内への仮設置を予定しています。
	○	215	別添1：要求水準書	56	10	第2章	1.	(5)	ア			現在の公民館をリノベし、他目的で利用することは可能かどうかをご教示ください。	既存の崇善公民館(建物)の利活用は、改修費等を特定事業者が負担すること、建物は市から買い取り特定事業者が適法な状態で維持管理することを前提として提案により可とします。
	○	216	別添1：要求水準書	57	4	第2章	2.					住民説明の主催は市の認識でよろしいでしょうか(64ページ記載の建設についても同様)。	説明会等の主催は、特定事業者となります。
	○	217	別添1：要求水準書	60	12	第2章	2.	(4)				「特定事業者は、見附台公園の都市計画変更及び都市公園区域変更手続きに係る図書一式を作成すること」とありますが、都市計画変更の流れおよび必要期間についてご教示願います。(確認申請提出との関係を含め)	都市計画手続きの主な流れとしては、市民説明会や案の法定縦覧、都市計画審議会を経て、都市計画決定(変更)となります。必要期間としては、概ね6ヶ月程度を想定しています。
	○	218	別添1：要求水準書	60	24	第2章	3.					特定事業者自らが管理業務を行うことで問題ないでしょうか。	特定事業者が工事監理業務を実施してください。
	○	219	別添1：要求水準書	62	2	第2章	4.					市民センターの地下構造物は解体とありますが、当該部分は民間の付帯事業の敷地範囲であり、民間事業者の判断により地下構造物を残置しても、民間付帯事業に影響がなく技術的に合理的である場合には、市民センターの地下構造物を残置する提案は可能でしょうか。	市民センターの地下構造物については、原則全て撤去するものとしています。
	○	220	別添1：要求水準書	62	2	第2章	4.					錦町駐車場は解体せず、民間事業者側で建物を残存簿価相当額で買い取り、定期借地権を設定した後、駐車場として継続利用を提案することは可能でしょうか。	Cブロックの余剰地活用事業では、賑わい創出に寄与する業務・商業施設やカフェ、レストラン等の飲食機能について提案を求めます。既存錦町駐車場については、建物を市から買い取り、一時的(民間収益施設の工事着手まで)に駐車場として継続利用することは提案により可とします。
	○	221	別添1：要求水準書	62	2	第2章	4.					「市民センターの地下構造物及び見附台公園、見附台広場等の解体・撤去を行う。」とありますが、参考に市民センター建設時のボーリングデータをご提示いただく事は可能でしょうか。また、既存建物の新築時の山留は残置されていないという理解でよろしいでしょうか。	市民センター建設時のボーリングデータはないため、添付資料④「近隣ボーリングデータ等」を参考にしてください。また、地下構造物の状況については、添付資料⑧「既存施設及び地下構造物の状況」をご参照ください。
	○	222	別添1：要求水準書	62	2	第2章	4.					余剰地活用事業の実施に際して解体・撤去が不要な市民センターの地下構造物については、存置することは可能でしょうか。	No219をご参照ください。
	○	223	別添1：要求水準書	62	5	第2章	4.	(1)				解体工事並びに建設工事において、計画地周辺で工事車両の通行可否を指定する道路はありますか。	工事車両の通行可否を指定する道路はありませんが、工事は周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じたうえで実施してください。
	○	224	別添1：要求水準書	62	5	第2章	4.	(1)				解体工事並びに建設工事において、計画地周辺で工事車両の通行を規制する時間帯はありますか。	工事車両の通行を規制する時間帯はありませんが、工事は周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じたうえで実施してください。
	○	225	別添1：要求水準書	62	15	第2章	4.	(2)	ア			家屋調査の実施範囲・仕様について想定があればご教示ください。	家屋調査の詳細については、募集要項P25「担当窓口」に問い合わせてください。
	○	226	別添1：要求水準書	63	9	第2章	4.	(2)	イ			残土処分や産業廃棄物の受入先に指定などはおありですか。	受入先の具体的な指定はありませんが、合理的な受入先を選定し、法令等に定められたとおり適切に処理、処分してください。
	○	227	別添1：要求水準書	63	9	第2章	4.	(2)	イ			建設発生土の処分場について指定がありますでしょうか。ある場合には受入処分場名の開示と処分費用を設定願います。	No226をご参照ください。
	○	228	別添1：要求水準書	63	17	第2章	4.	(2)	イ			「工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意する」とありますが、見附台広場の周囲500mの範囲の井戸の情報をご提示いただく事は可能でしょうか。	当該資料がないため、ご提示いたしかねます。

	○	229	別添1：要求水準書	66	31	第2章	5.	(2)	オ			分筆登記費用は市が負担するという認識でよろしいでしょうか。	No87をご参照ください。
	○	230	別添1：要求水準書	69	19	第3章	1.	(4)				総括責任者の要件について、「同規模程度の施設管理実績」が求められておりますが、同規模の範囲についてはどの程度まで認められますでしょうか。	1,000席以上の大ホールを含む公共施設とします。
	○	231	別添1：要求水準書	69	28	第3章	1.	(5)				「臨時に（仮称）新文化センターの休館日または利用時間を定める場合は、あらかじめ市の承認を受けること。」とありますが、申請の期限について、災害時など有事の際についてはどのような手順、タイミングを想定されておりますでしょうか。	募集要項P6「④本施設の運営業務における公・民役割分担の考え方」に記載のある「（仮称）新文化センターに関する運用上の規定等」を、開館までに特定事業者が作成してください。
	○	232	別添1：要求水準書	71	16	第3章	1.	(8)				「事業計画書、収支予算書の提出期限は、前年度3月末日」とありますが、初年度分については平成31年度3月末日（平成32年3月末日）に提出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、総括管理業務の業務実施期間（平成34年3月1日～）外かつ、開館準備期間外となりますが、開業準備業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定後の市との協議により、提出の時期・内容について決定します。
	○	233	別添1：要求水準書	71	16	第3章	1.	(8)				「主催事業企画書（案）、自主事業企画書（案）の提出期限は、前々年度3月末日」とありますが、初年度分については平成31年度3月末日（平成32年3月末日）に提出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、総括管理業務の業務実施期間（平成34年3月1日～）外かつ、開館準備期間外となりますが、開業準備業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No232をご参照ください。
	○	234	別添1：要求水準書	72	11	第3章	2.	(1)	ア			PRグッズ等に関し、市の持つ既存キャラクター等を利用する場合の著作権に関しご教示ください。	本市には市を総合的に代表する既存キャラクターは特段おりません。各課の所管業務等で作成している既存キャラクター等を利用する場合は、該当課のガイドラインにそれぞれ準じるため、基本契約締結後にご確認ください。
	○	235	別添1：要求水準書	72	17	第3章	2.	(1)	イ			「竣工後、備品及び消耗品等の搬入時には必ず特定事業者が立ち会い、物品数及び配置場所に関して一覧を作成」とありますが、すべての設備及び消耗品が確実に設置搬入されたかの確認のために作成するもので、備品台帳とは別物という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	236	別添1：要求水準書	72	20	第3章	2.	(1)	ウ			予約の受付開始にあたっては、開館日の12か月前までに予約システム等が完成していることが要求されますでしょうか。あるいは、事務所が完成するまで、簡易的な方法での予約を可能とすることも可能でしょうか。	公共施設予約システムにつきましては、開館日の12か月前までに、現行のものを（仮称）新文化センター向けに市がカスタマイズして準備する予定です。詳細は、要求水準書P100「（イ）公共施設予約システムについて」をご参照ください。
	○	237	別添1：要求水準書	72	20	第3章	2.	(1)	ウ			予約のキャンセル等に関しては何らかの取り決めがありますでしょうか。あるいは特定事業者側からの提案という形でよろしいでしょうか。	予約のキャンセル等につきましては、「（仮称）新文化センター条例」に基づきます。運用上の取り決めなどについては、特定事業者と市で協議の上、決定します。
	○	238	別添1：要求水準書	73	14	第3章	2.	(1)				「オープニングイベントの概要で市長あいさつ」とありますが、市長へのオファーは貴市が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	239	別添1：要求水準書	73	16	第3章	2.	(1)				「オープニングイベントの概要で来賓紹介・あいさつ」とありますが、来賓の選定・オファーは貴市が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、特定事業者側の来賓等につきましては特定事業者の対応と考えます。
	○	240	別添1：要求水準書	74	15	第3章	3.	(4)				連絡調整会議の日程等の調整は特定事業者が設定するとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業者が開催日の案を市に提示した上で、特定事業者と市で協議の上、設定します。
	○	241	別添1：要求水準書	74	31	第3章	3.	(6)	ア			平塚市財務規則では、備品及び消耗品は下記のように定められていると理解しておりますが、「比較的長期にわたってその性質又は形状を変えることなく使用に耐える物」であっても「取得価額又は評価額が5万円未満のもの」は消耗品となるのでしょうか。（例：ピアノのピアノ線の修理が5万円以下となった場合、消耗品扱いとなり、事業者負担となるのでしょうか。） ・備品：比較的長期にわたってその性質又は形状を変えることなく使用に耐える物で取得価額又は評価額が5万円以上であるもの ・消耗品：通常の方法による短期間の使用によってその性質又は形状を失うことにより使用に耐えなくなる物	平塚市財務規則のとおりです。なお、詳細については、指定管理者基本協定締結時に市と協議し、決定します。
	○	242	別添1：要求水準書	75	2	第3章	3.	(6)	イ			「特定事業者は、備品管理台帳を作成し適切に管理を行うこと」とありますが、備品管理台帳について、貴市の指定するフォーマットがありましたら、ご提示いただく事は可能でしょうか。	特段指定はございません。
	○	243	別添1：要求水準書	75	16	第3章	4.	(1)	ア	(ア)		「消防訓練を年2回行い、利用者があることを想定した避難誘導訓練も年1回行うこと。」とありますが、避難誘導訓練は2回のうち1回という理解でよろしいでしょうか。	消防訓練（年2回）とは別に、避難誘導訓練を年1回実施してください。消防訓練と避難誘導訓練を同日開催することは可能ですが、その場合、別の訓練として計画・報告をお願いします。



	○	244	別添1：要求水準書	78	2	第4章	1.	(3)	イ	(ア)	見附台公園の施設管理業務については、警備業務は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	245	別添1：要求水準書	78	8	第4章	1.	(4)		1)	「維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う業務責任者を置く」とありますが、業務責任者の常駐（もしくは非常駐）については、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	246	別添1：要求水準書	78	9	第4章	1.	(4)		2)	「維持管理業務の遂行に最適と思われる業務主任を選定する」とありますが、業務主任の常駐（もしくは非常駐）については、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	247	別添1：要求水準書	78	11	第4章	1.	(4)		4)	「維持管理業務主任は業務区分の複数を兼務することは可能とする」とありますが、業務責任者が業務主任を兼務する事は可能でしょうか。	業務責任者と業務主任は別途配置してください。
	○	248	別添1：要求水準書	78	13	第4章	1.	(5)			修繕・更新業務については大規模修繕は特定事業者の業務範囲外と認識（要求水準書6頁 第1章 6. 対象業務）しておりますが、当該長期修繕計画の作成においては、大規模修繕についても含んだものを作成するとの理解でよろしいでしょうか。また、特定事業者が行う修繕・更新業務と大規模修繕の区分については、用語の定義に基づき事業者側が提案するものとの理解でよろしいでしょうか。	修繕・更新業務における長期修繕計画の作成にあたっては、大規模修繕を含む内容とご理解で結構です。なお、大規模修繕の区分は事業者にて整理、ご提案頂いて構いませんが、提案時の長期修繕計画（様式9-10）には大規模修繕は含まないものとし、整合を図ってください。
	○	249	別添1：要求水準書	78	17	第4章	1.	(5)			維持管理業務計画書の作成に当たっては「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部）」（最新版）を参考に該当する項目、内容を設定するとありますが、要求水準を満たす範囲において仕様等については特定事業者提案との理解でよろしいでしょうか。また、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部）」（最新版）に記載の無い項目については、要求水準を満たす事を前提に特定事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	250	別添1：要求水準書	78	32	第4章	1.	(6)			「維持管理業務に係る実施状況や維持管理等の記録を報告書として業務ごとに毎月作成し、翌月 7 日までに定期的に市に報告を行うこととする」とありますが、報告書の提出期限については、「翌月の7営業日までに定期的に市に報告を行うこととする。」に変更頂けませんでしょうか。	報告書の提出期限については、「翌月の7営業日までに定期的に市に報告を行うこととする。」に要求水準書を修正致します。
	○	251	別添1：要求水準書	79	2	第4章	1.	(7)			「維持管理業務における業務計画書や業務報告書、維持管理等の記録などをわかり易く整理し、市の要請に応じて速やかに提示することができるよう事業期間を通じて保管・管理しておくこと」とありますが、開業準備期間中を含み、開業準備期間中における維持管理業務を開始することが想定される平成33年11月以降（新文化センターの竣工後）から平成54年2月まで保管・管理すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	252	別添1：要求水準書	79	15	第4章	1.	(9)			経費算出の参考として、現在の光熱水費およびホール閉館前の光熱水費の記録がありましたら開示いただけますでしょうか。	別添9「サービス対価及び地代の支払い方法」のP7をご確認ください。市民センターについては、震災の影響等により平成23年度以降は通常運用をしておりませんので、平成23年度以降のデータは開示しません。
	○	253	別添1：要求水準書	79	21	第4章	1.	(10)			（仮称）新文化センター及び見附台公園の劣化状況の点検を行うのは、事業期間終了の1年前（平成53年3月）で、市への報告については事業者にて適切な検証を行った後で良いとの認識でよろしいでしょうか。	「適切な検証」が、何を指すのか不明瞭のため、回答しかねます。 「適切な検証」が「劣化状況の点検」を指すのであれば、特定事業者の責により点検実施の上市に結果を報告することを想定しています。また、事業期間中は、維持管理業務の履行義務がありますので、必要な修繕等は特定事業者にて行ってください。本項は、事業期間終了にあたり、市が施設状況の正しい報告を受け、報告内容が実態と則していることを確認し、業務完了の確認を行う手順を示すものです。
	○	254	別添1：要求水準書	80	4	第4章	2.	(1)	ア		「市の公共建築物の点検の方法に沿って、建築物の保守及び点検を実施する」とありますが、「市の公共建築物の点検の方法」について具体的にご教示ください。（参照している基準・仕様書がある場合はその資料名等）	「施設管理者のための公共建築物点検マニュアル（平塚市）」を参照してください。
	○	255	別添1：要求水準書	82	20	第4章	2.	(1)	エ	(2)	ゴミの処分費は事業ゴミではなく公共施設の公共ゴミとして、市負担又は無償となると理解して宜しいでしょうか。	ごみは事業系一般廃棄物として、特定事業者が収集運搬許可業者に委託して、サービス対価の中で処理を行ってください。

○	256	別添1：要求水準書	82	21	第4章	2.	(2)				清掃業務の対象範囲・頻度については、すべて事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書P78 (5) 業務計画に記載のとおり、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁宮繕部)」(最新版)を参考に、適切な対象範囲・頻度をご提案ください。
○	257	別添1：要求水準書	82	28	第4章	2.	(2)	1)	イ)		「始業前にはごみがない状態にする」とありますが、具体的には開館時間の9:00前には施設内のゴミ箱等にゴミが無い状態にするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	258	別添1：要求水準書	82	28	第4章	2.	(2)	1)	イ)		現市民センターの公園・広場からの廃棄物排出実績(直近3年分程度)をご提示いただくことは可能でしょうか。	去年の実績になりますが、1年間の廃棄物量は次の通りです。清掃ごみは可燃物90リットル袋：365袋、缶：372個、瓶：100個。除草ごみは500kg。剪定ごみは直営作業班で行っており、剪定枝等はその都度回収処分を行っていますので、特に実績データがありません。
○	259	別添1：要求水準書	82	37	第4章	2.	(2)	1)	オ)		現市民センターにおける、ホールの稼働があった直近3年度(平成26, 25, 24年度)での衛生消耗品の消費実績及び衛生消耗品の項目をご提示いただくことは可能でしょうか。	衛生消耗品はトイレトペーパー、ハンドソープ、給湯室用の食器洗い洗剤が主なものです。消費実績につきましては、募集要項P25「担当窓口」にお問い合わせください。
○	260	別添1：要求水準書	83	12	第4章	2.	(2)	3)			現状の外構清掃において、周辺地域よりクレーム等がありますでしょうか。特にクレームの多いエリアや内容があればご教示ください。	これまでの市民センターの管理運営の中で、特段そういった声は把握しておりません。
○	261	別添1：要求水準書	83	21	第4章	2.	(3)	3)			侵入感知センサーの詳細については、事業者による提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	262	別添1：要求水準書	84	2	第4章	2.	(4)				「備品の保守・点検、消耗品の交換等を実施する」とありますが、備品扱いとなるものと消耗品扱いになるのものについて明確な基準(金額、品目等)があればご教示ください。	No241をご参照ください。
○	263	別添1：要求水準書	84	5	第4章	2.	(4)	1)			「特定事業者は(仮称)新文化センターの備品について、維持管理・運営上必要な場合に使用することができる」とありますが、どういった場合に、どのような備品の使用を想定しているのでしょうか。	机や椅子、脚立等を想定しており、必ずしも保守点検用に台等を持ち込んで実施する必要はないことを意図した記述です。
○	264	別添1：要求水準書	84	8	第4章	2.	(4)	1)			「消耗品以外の備品の損傷等の際は、市が適宜、交換等を行う。」とありますが、「消耗品以外の備品」と「備品」、「消耗品」、「(清掃業務)衛生消耗品」のそれぞれについて具体的な分類・判断基準やリスト等があればご教示下さい。また、「消耗品以外の備品」には事業者が調達する什器備品についても含まれているとの認識で宜しいでしょうか。	「消耗品以外の備品」と「備品」、「消耗品」、「(清掃業務)衛生消耗品」のそれぞれについて具体的な分類・判断基準やリスト等はありません。「消耗品以外の備品」は、「消耗品以外の」を削除し修正します。「1) 備品の保守・点検」について、市が調達した備品の損傷等については市が適宜交換等を行い、特定事業者が調達した備品の損傷等については特定事業者が適宜交換等を行うこととしてください。
○	265	別添1：要求水準書	84	10	第4章	2.	(4)	2)			「消耗品について損傷等があった場合、特定事業者は適宜、交換等を行うこと。」とありますが、備品の「消耗品」とは何を指すのかご教示願います。	No241をご参照ください。
○	266	別添1：要求水準書	84	12	第4章	2.	(4)	3)			「事業者が調達する什器備品について、備品管理台帳を作成し、修繕・更新を行ったものについて備品管理台帳に記録する」とありますが、貴市が持ち込む備品については事業者は関知する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。また、貴市が持ち込む備品については、市側にて備品管理台帳を作成する(している)との理解でよろしいでしょうか。	市が調達した備品については、市が備品管理台帳を作成し、特定事業者に提示します。物品の管理や設置場所の移動等に係る把握は特定事業者の管理業務とします。
○	267	別添1：要求水準書	84	12	第4章	2.	(4)	3)			公表されている添付資料⑩の「既存物品」以外に貴市が持ち込む備品のリストがありましたら、ご開示願います。	現段階で想定はございません。
○	268	別添1：要求水準書	84	19	第4章	2.	(5)	1)			「点検により舞台設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられた場合には、適切な措置(保守・修繕・交換・分解整備・調整等)により対応する」とありますが、本項目においては舞台設備は除く内容ではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
○	269	別添1：要求水準書	84	30	第4章	2.	(5)	3)			修繕・更新業務において「長期修繕計画書によらない修繕・更新が必要となった場合」で、当該判定手法を参考に修繕・更新を行う必要があると分かった場合は、市側の費用で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P84「1) 初期性能の確保」に基づき、修繕・更新業務を実施することが前提です。また、「2) 長期修繕計画書の作成」に基づき、必要な修繕・更新業務において、それを踏まえ、「3) 長期修繕計画書によらない修繕・更新業務」が必要となった場合、市と協議の上、費用の負担を決定します。

	○	270	別添1：要求水準書	85	18	第4章	2.	(6)		3)		修繕・更新業務において「長期修繕計画書によらない修繕・更新が必要となった場合」で市と協議の結果修繕・更新を行うと判断された場合は、市側の費用で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No269をご参照ください。
	○	271	別添1：要求水準書	86	4	第4章	3.	(1)				「見附台公園の維持管理の基本方針として、常に安全に使用できるよう適切な管理を行う」とありますが、貴市により本事業で整備する見附台公園における禁止する行為があればご教示下さい。また、既存の公園、広場において過去に報告のあった安全・安心な環境を脅かすような行為等があればご教示ください。（犯罪的な行為に限らず）	基本的には都市公園法・平塚市都市公園条例に記載されている行為です。また、周囲に危険が及ぶ球技等も禁止しております。また、No207もご参照ください。過去の見附台公園の危険行為としては、落書き・貼り紙等の悪戯、ゴミの不法投棄やバイクの放置、トイレを詰まらせるなどの器物破損行為です。
	○	272	別添1：要求水準書	86	10	第4章	3.	(2)	ア			「植栽を良好な状態に維持する」とありますが、土地の瑕疵（土壌の汚染など）により植栽が良好な状態で生育することが困難であることが判明した場合の土壌改良や再整備に必要な費用については貴市にご負担いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、工事の不備等による土壌の汚染の場合は特定事業者の責任及び費用負担となります。
	○	273	別添1：要求水準書	86	12	第4章	3.	(2)	ア			「薬剤散布又は化学肥料の使用にあたっては、関連法令を遵守し環境等に十分配慮して行う。なお、除草剤は使用しないこと」とありますが、環境に配慮した（人畜無害な）除草剤であっても使用不可という理解でよろしいでしょうか。	原則、除草剤は使用しないこととします。ただし、維持管理上、環境に配慮した除草剤の使用が適切と市が認める場合に限り、使用可とします。詳細は、優先交渉権者選定後の協議により決定します。
	○	274	別添1：要求水準書	86	16	第4章	3.	(2)	ア			樹木管理において高木管理の実施回数については、最低限の回数に記載されている（必要に応じて事業者により別途実施が必要となる可能性がある）との理解でよろしいでしょうか。また、当該回数を設定するにあたって根拠となる実績等があればご教示ください。（既存の公園・広場の剪定回数を基にしている等）	記載されている回数は最低限度の回数とします。なお、施設計画の提案に基づき適切な管理をご提案ください。
	○	275	別添1：要求水準書	86	19	第4章	3.	(2)	ア			樹木管理において中低木管理の実施回数については、当該実施回数については、最低限の回数に記載されている（必要に応じて事業者により別途実施が必要となる可能性がある）との理解でよろしいでしょうか。また、当該回数を設定するにあたって根拠となる実績等があればご教示ください。（既存の公園・広場の剪定回数を基にしている等）	No274をご参照ください。
	○	276	別添1：要求水準書	86	23	第4章	3.	(2)	ア			草地管理において芝生管理の当該実施回数については、最低限の回数に記載されている（必要に応じて事業者により別途実施が必要となる可能性がある）との理解でよろしいでしょうか。また、当該回数を設定するにあたって根拠となる実績等があればご教示ください。（既存の公園・広場の剪定回数を基にしている等）	No274をご参照ください。
	○	277	別添1：要求水準書	87	3	第4章	3.	(2)	ウ			産業廃棄物処理に関する費用負担は市でよろしいかをご確認ください。	公園から排出される廃棄物の処理は、特定事業者の負担としてください。
	○	278	別添1：要求水準書	87	9	第4章	3.	(2)	イ	1)	ア)	見附台公園の遊具点検について、メーカーによる定期保守点検を行えばよく、仕様内容については特定事業者より提案が可能との理解でよろしいでしょうか。	都市公園法及び都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第二版）等の関係書籍に基づいて行ってください。特に遊具の日常点検は必須と考えています。
	○	279	別添1：要求水準書	87	9	第4章	3.	(2)	イ	1)	ア)	見附台公園の遊具点検について、当該実施回数については、最低限の回数に記載されている（必要に応じて事業者により別途実施が必要となる可能性がある）との理解でよろしいでしょうか。	記載内容は最低限度の内容となっています。遊具の特性や規模・使用状況等を踏まえ、適切な管理をご提案ください。
	○	280	別添1：要求水準書	87	22	第4章	3.	(2)	ウ	1)	ア)	既存の公園・広場からの廃棄物排出実績（直近3年分程度）をご提示いただくことは可能でしょうか。	去年の実績になりますが、1年間の廃棄物量は次の通りです。清掃ごみは可燃物90リットル袋：365袋、缶：372個、瓶：100個。除草ごみは500kg。剪定ごみは直営作業班で行っており、剪定枝等はその都度回収処分を行っていますので、特に実績データがありません。
	○	281	別添1：要求水準書	87	26	第4章	3.	(2)	ウ	2)	ア)	既存の公園・広場に設置してあるトイレの清掃実績についてご教示ください。（頻度）	現在は週3回清掃を行っております。要求水準書記載回数は最低限度の内容となっています。今後の公園利用状況や（仮称）新文化センターの来客数を踏まえ、適切な管理をご提案ください。
	○	282	別添1：要求水準書	89	11	第5章	1.	(1)				特定の団体等に有利または不利とならないよう記述がありますが、排除団体（反社会的団体等）を定めることに問題がないかをご確認ください。	市と協議の上、最終的な定めを行うこととしてください。
	○	283	別添1：要求水準書	89	11	第5章	1.	(1)				「公の施設であることを常に念頭において、特定の団体等に有利又は不利とならないよう公平な運営業務にあたるものとする」とありますが、「特定の団体等」とは行政・教育・福祉関係等の団体も含まれ、基本的にはどのような個人・団体に対しても公平な運営を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです、最終的な判断は、市と協議の上、決定します。
	○	284	別添1：要求水準書	91	9	第5章	2.	(1)	イ			市として文化振興条例や文化振興基本計画などを策定する予定はありますでしょうか。	本市には「平塚市文化振興指針」（平成30年度改定予定）がございます。

	○	285	別添1：要求水準書	91	11	第5章	2.	(1)	イ			「(仮称)新文化センターを通じて文化芸術活動に興味を持った市民の活動を支援していき、市を代表する文化芸術活動の担い手を育成するための事業を行うこと」とありますが、新文化センターは、文化振興そのものを目的とし、ハイクオリティな公演や実演人材育成・地域文化のボトムアップを図る施設を想定されていますでしょうか。それとも文化振興は手段とし、賑わいの創出・地域の活性化・コミュニティの強化・来街者の増加等を図る施設を想定されていますでしょうか。	要求水準書P2「第1章 3 見附台周辺地区のコンセプト」にある【(仮称)新文化センターのコンセプト】に記載のとおりです。
	○	286	別添1：要求水準書	92	1	第5章	2.	(1)	ウ			運営スタッフが複数の専門性を持つ場合、兼務は問題ないでしょうか。	兼務については、要求水準書P93に示すとおりですが、プロデューサーと館長は兼任不可とします。要求水準書を修正します。
	○	287	別添1：要求水準書	94	1	第5章	2.	(1)	エ			連携事業における施設使用料、入場料に関する指針をご教示ください。	平塚市まちづくり財団が主催となる連携事業における施設使用料及び入場料に関しては、今後条例等に記載予定です。現状、平塚市まちづくり財団が主催となる事業につきましては、減免適用としています。
	○	288	別添1：要求水準書	94	15	第5章	2.	(1)	エ			「会場の優先予約については、一般の会場予約よりも前に調整を行い、一般会場予約に先行して会場確保を行うこととする、ただし、年間の優先取得回数上限については市及び(公財)平塚市まちづくり財団と協議を行うこと。また、会場確保の優先順位は特定事業者による主催事業を原則優先とする。」とありますが、特定事業者が実施する「自主事業」については、会場確保の優先順位はどちらが上でしょうか。	別添12のP2「2 予約申込みの優先」をご確認ください。
	○	289	別添1：要求水準書	95	11	第5章	2.	(2)	ア			事業計画における目標収入額の設定に関し、市としての指針がありましたらご教示ください。	特段ございませんが、事業費と比して著しく低い場合は主催事業企画書(案)・自主事業企画書(案)の提示段階で再考を要する可能性はございます。
	○	290	別添1：要求水準書	96	1	第5章	2.	(2)	イ		表5	過去の主催事業、自主事業に関する内容、動員客数について情報を開示いただけますでしょうか。	過去の事業実績については、公益財団法人平塚市まちづくり財団HPでご確認ください。 <a href="http://www.hiratsukazaidan.jp">http://www.hiratsukazaidan.jp</a>
	○	291	別添1：要求水準書	96	8	第5章	2.	(2)	イ	(イ)	表5	公演レセプションを外部委託した際の人件費は、事業実施にかかる費用として事業費に計上できますでしょうか。	外部委託した場合の人件費も事業費(サービス対価を含む)として計上してください。
	○	292	別添1：要求水準書	96	11	第5層	2.	(2)	イ		表5	1回は3日以内の利用を限度とする旨の記載がありますが、ロングラン公演はできないという認識でよろしいでしょうか。また、公演を数回に分ければ可能と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、開催予定を希望する前後の状況や竣工後(運営開始後)の主催事業・自主事業の状況を踏まえ、ロングラン公演について、市と協議する可能性はあります。
	○	293	別添1：要求水準書	99	6	第5章	2.	(4)	ア			楽屋(大楽屋・小楽屋)となっていますが、中楽屋も含まれると考えてよろしいですか。	中楽屋も含まれます。後日、修正します。
	○	294	別添1：要求水準書	100	4	第5章	2.	(4)	エ	(イ)		「公共施設予約システムの管理は市が行う」とありますが、システムの使用にあたって、特定事業者の負担金などは発生しますでしょうか。また規則の変更等によりシステム改修が必要となった場合は市が費用を負担するのでしょうか。その他システムの運用において特定事業者が負担する費用がありましたらご教示ください。	公共施設予約システムに関しては、特定事業者の負担金の想定はございません。予約システムを操作するためのプリンタのインク代、紙代等については特定事業者負担とします。
	○	295	別添1：要求水準書	100	5	第5章	2.	(4)	エ	(イ)		「特定事業者は、平塚市が配備する公共施設予約システムにて、利用登録申請受付等、予約に関わる業務を実施すること」とありますが、予約システムを操作するための機器類(PC・プリンター等)は、特定事業者と貴市のどちらが用意するのでしょうか。また想定するシステムの概要などがあればご教示ください。	予約システムを操作するための機器類については本市で用意いたします。No294の質問と同じく、インク代及び紙代等については特定事業者負担を想定します。なお、システムは現在使用しているものを継続いたします。
	○	296	別添1：要求水準書	101	4	第5章	3.	(1)	ア			当該許可業務は事業者にて行うものと推察しますが、判断に迷う場合があると思われます。事業者が判断するにあたって、参考となる許可・拒否のこれまでの実績例や市側の対応マニュアルについて開業までの間にご開示ください。	ご意見のとおり、当該許可業務が円滑に実施できるように必要な情報の提供や対応方法の調整などを行ってまいります。
	○	297	別添1：要求水準書	101	5	第5章	3.	(1)	ア			当該許可業務は事業者にて行うものと推察しますが、判断に迷う場合があると思われます。事業者が判断するにあたって、参考となる許可・拒否のこれまでの実績例や市側の対応マニュアルについて開業までの間にご開示ください。	ご意見のとおり、当該許可業務が円滑に実施できるように必要な情報の提供や対応方法の調整などを行ってまいります。
	○	298	別添1：要求水準書	102	10	第6章	1.	(1)				「民間施設の整備手法は定期借地権方式とする」とありますが、A2・Cブロックは、隔地でそれぞれのブロックでのリーシングを行うため、リスクヘッジの観点から2つの契約とさせていただきますことは可能でしょうか。	定期借地権設定契約を、A2ブロックとCブロックの2つの契約に分けることは可とします。

○	299	別添1：要求水準書	102	15	第6章	1.	(2)				余剰地活用事業の貸付面積は、行政指導等の絡みにより敷地が狭くなる可能性があります。約8,100㎡の許容範囲の下限ほどの程度でしょうか。もしくは、貸付面積の再設定などはございますでしょうか。	余剰地活用事業の貸付面積は、道路への移管等によって敷地が減少する前の面積をもって約8,100㎡以上としてください。 なお、道路への移管等によって貸付面積が約8,100㎡を下回るとは許容範囲内として扱います。 余剰地活用事業の貸付面積及び地代については、後日公表する【修正版】募集要項をご参照ください。
○	300	別添1：要求水準書	102	15	第6章	1.	(2)				「貸付面積は約8100㎡以上で、くすのきのある敷地250㎡は借地対象から除くことも可」とは、くすのきのある敷地を借りた場合の借地対象の敷地は7850㎡以上という認識で良いでしょうか。	くすのきのある敷地（約250㎡）を借地対象から除いた（借りない）場合の貸付面積は約7,850㎡以上となります。
○	301	別添1：要求水準書	102	15	第6章	1.	(2)				総合的に事業としての合理性の説明が可能な場合等、貸付面積8,100㎡未満の提案も検討頂けるでしょうか。	余剰地活用事業の貸付面積は、道路への移管等によって敷地が減少する前の面積をもって約8,100㎡以上としてください。 余剰地活用事業の貸付面積及び地代については、後日公表する【修正版】募集要項をご参照ください。
○	302	別添1：要求水準書	102	18	第6章	1.	(2)				「民間施設の定期借地期間は、30年以上とする」とありますが、30年以上に上限はございますでしょうか。	70年までとします。
○	303	別添1：要求水準書	102	22	第6章	1.	(3)				「基本設計計画概要書」の書式（案）がございましたら、ご提示いただくことは可能でしょうか。	書式（案）は特にございません。書式については、優先交渉権者選定後に、市と特定事業者の協議により決定します。
○	304	別添1：要求水準書	102	24	第6章	1.	(3)				「実施設計計画概要書」の書式（案）がございましたら、ご提示いただくことは可能でしょうか。	書式（案）は特にございません。書式については、優先交渉権者選定後に、市と特定事業者の協議により決定します。
○	305	別添1：要求水準書	102	25	第6章	1.	(3)				「余剰地活用事業計画書」の書式（案）がございましたら、ご提示いただくことは可能でしょうか。	書式（案）は特にございません。書式については、優先交渉権者選定後に、市と特定事業者の協議により決定します。
○	306	別添1：要求水準書	102	28	第6章	1.	(3)				「余剰地活用事業報告書」の書式（案）がございましたら、ご提示いただくことは可能でしょうか。	書式（案）は特にございません。書式については、優先交渉権者選定後に、市と特定事業者の協議により決定します。
○	307	別添1：要求水準書	103	5	第6章	2.	(1)				「市は付帯事業実施企業に土地を貸し付け、付帯事業実施企業が、駐車場の整備、管理運営を行い、市は必要な台数分の施設賃料を支払う」とありますが、施設賃料については、提案という理解で宜しいでしょうか。	「別添9：サービス対価及び地代の支払い方法」に示すとおり、自転車等駐車場賃料はサービス対価の一部として、事業者の提案とします。
○	308	別添1：要求水準書	103	6	第6章	2.	(1)				「市は必要な台数分の施設賃料を支払う」とありますが、市が必要とする台数とは、「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」に定める台数（規則 第4条 自転車等駐車場の設置基準 計算ルールによる）という理解でよろしいでしょうか。その台数以上に市が求めることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○	309	別添1：要求水準書	103	6	第6章	2.	(1)				市が民間事業者に支払う「施設賃料」は、別添9 サービス対価及び地代の支払い方法の「サービス対価C 自転車等駐車場賃料」に記載のある、整備費、維持管理費・運営費、その他経費を事業者が提案して決定することで「一台あたりいくら」という提案ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、様式9-12に従って、整備費、維持管理・運営費、その他経費を踏まえ、1台あたりの月額についてご記載ください。
○	310	別添1：要求水準書	103	18	第6章	2.	(2)	ウ			自転車等駐車場（市が賃借する部分）は利用者から料金を徴収することを想定しておりますでしょうか。もし、無料とする場合、一般利用者（施設を利用しない人）と施設利用者とを区別するために割引処理（無料処理）等を新文化センターで行う必要があるのでしょうか。	自転車等駐車場（市が賃借する部分）の料金徴収の有無は、特定事業者による自転車等駐車場（市が賃借する部分）の維持管理・運営業務を踏まえ、事業者提案とします。ただし、無料とする場合は放置自転車の発生が想定されます。なお、一般利用者（施設を利用しない人）との料金負担の区別についても、事業者提案とします。
○	311	別添1：要求水準書	103	18	第6章	2.	(2)	ウ			新文化センター利用者以外の一般利用者が自転車等駐車場を利用した場合、料金を徴収することを想定しておりますでしょうか。その場合の利用料金（収入）の扱いは市の収入でしょうか。民間の収入になるのでしょうか。ご教示下さい。	新文化センター利用者以外の一般利用者が自転車等駐車場を利用した場合の料金徴収は事業者提案とします。その場合の利用料金（収入）は、原則、事業者の収入を想定しますが、具体的な徴収方法等については、提案内容を踏まえ、優先交渉権者選定後の協議により決定します。
○	312	別添1：要求水準書	103	22	第6章	2.	(2)	ウ			「大規模なイベント等により混雑が予想される場合は、交通誘導員の配置等を行い」とありますが、この場合の交通誘導員等の費用につきましては、貴市で負担いただくことは可能でしょうか。	事業者提案による主催事業、自主事業実施時の交通誘導員の配置等については、サービス対価に含みます。
○	313	別添1：要求水準書	103		第6章	2.	(2)				駐輪場は民間の駐輪場となり、料金設定、使用規定の設定は民間の自由と考えてよろしいでしょうか。あるいは公共の駐輪場となり料金設定や使用規定に制限を受けるのでしょうか。公共の場合は利用料金制でなく、料金収受代行を希望します。	募集要項等の条件を踏まえ、民間事業者の提案とします。
○	314	別添1：要求水準書	103		第6章	2.	(2)				事業者により台数規模が異なり選定基準の提案価格に差異が出ますので、必要台数の設定または希望台数の目安をご指定下さい。	想定台数については、No14をご確認ください。「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」に基づく、（仮称）新文化センターの延床面積に応じた台数以上は市として要求しませんが、事業者提案により必要台数を上回る台数を提案とすることは可です。ただし、その場合も自転車等駐車場賃料はサービス対価に含みます。

	○	315	別添1：要求水準書	104	5	第6章	2.	(4)				「基本設計計画概要書」の書式（案）がございましたら、ご提示いただくことは可能でしょうか。	書式（案）は特にごさいません。書式については、優先交渉権者選定後に、市と特定事業者の協議により決定します。
	○	316	別添1：要求水準書	104	7	第6章	2.	(4)				「実施設計計画概要書」の書式（案）がございましたら、ご提示いただくことは可能でしょうか。	書式（案）は特にごさいません。書式については、優先交渉権者選定後に、市と特定事業者の協議により決定します。
	○	317	別添1：要求水準書	104	8	第6章	2.	(4)				「自転車等駐車場事業計画書」の書式（案）がございましたら、ご提示いただくことは可能でしょうか。	書式（案）は特にごさいません。書式については、優先交渉権者選定後に、市と特定事業者の協議により決定します。
	○	318	別添1：要求水準書	104	11	第6章	2.	(4)				「自転車等駐車場事業報告書」の書式（案）がございましたら、ご提示いただくことは可能でしょうか。	書式（案）は特にごさいません。書式については、優先交渉権者選定後に、市と特定事業者の協議により決定します。
	○	319	要求水準書添付資料⑤：事業対象地測量図									事業対象地測量図において、座標リストの側点が表記されていないように見受けられます。側点が表記された測量図の開示をお願いできますでしょうか。	事業対象地測量図については、CADデータでご確認ください。CADデータの貸与については、募集要項P25「担当窓口」にお問い合わせください。
	○	320	要求水準書添付資料⑤：事業対象地測量図									見附台広場にスプリンクラーの表記がありますが、埋設管等の状況が分かる資料の開示をお願いできますでしょうか。	詳細は、募集要項P25の「担当窓口」にお問い合わせください。
	○	321	要求水準書添付資料⑤：事業対象地測量図	1								測量図のCADデータを提示いただく事は可能でしょうか。	CADデータの貸与については、募集要項P25「担当窓口」にお問い合わせください。
	○	322	添付資料⑧：既存施設及び地下構造物の状況									「既存施設及び地下構造物の状況」に記載のない地下構造物等が建設工事の支障物となった場合、市の負担で解体・撤去するものと考えてよろしいでしょうか。	施設整備仮契約書（案）第37条をご参照ください。
	○	323	要求水準書添付資料⑩：特定事業者が加入する保険について	2	25		2.	(1)				維持管理・運営期間に付保する保険の「施設賠償責任保険」について「自己負担額：なし」となっていますが、本条件を設定することで、維持管理企業のすでに付保している保険を使用できない可能性があり、別途新たに保険を付保する必要がございます。その場合、余計な費用（保険料）が発生するだけで、貴市及び事業者双方のデメリットでしかないため、本条件をなくすか、緩和する（免責金額10万円等にする）等変更いただけないでしょうか。	自己負担額の記載を削除します。
	○	324	別添2：事業者選定基準	4	9	3	表1					代表企業が平塚市競争入札参加資格者名簿に登録されている必要はないとの認識で間違いないでしょうか。	代表企業が、設計企業若しくは建設企業である場合は、平塚市競争入札参加資格者名簿に登録されている必要がありますが、維持管理企業、運営企業、付帯事業実施企業のいずれかが代表企業の場合は、平塚市競争入札参加資格者名簿の登録は必要ありません。
	○	325	別添2：事業者選定基準	11	19	4	4.2.	(4)	1)	2	⑧	「事業実績が豊富」であることについては、記載する実績の数で評価するという認識でよろしいでしょうか。	別添2「事業者選定基準」にある事業実施体制に関する項目であり、評価の視点により総合的に評価します。
	○	326	別添3：基本協定書（案）	1	5							構成企業、協力企業の追加、変更等について、提案書提出後も可能でしょうか。また、基本協定締結後に同様に事態が発生した場合、協定書への追認を行うことにより可能となりますでしょうか。	募集要項p.16第4章2（2）エに記載のとおり、やむを得ない場合を除き市は承諾しません。なお、基本協定締結後については、基本協定書（案）第9条、第11条に従います。
	○	327	別添3：基本協定書（案）	1	22	第2条	2					特定事業契約の締結協議にあたり選定委員会及び市の要望事項を尊重しますが、要望事項を受け入れると事業者には費用負担が発生する場合は、要望事項の受け入れを拒否することができるという理解でよろしいでしょうか。	発生するコストや対応方法を含めて協議の上、決定するものとします。
	○	328	別添3：基本協定書（案）	1	27	第2条	2					「企業グループは、特定事業契約締結のための協議にあたっては、本事業の選定手続きにかかる選定委員会及び市の要望事項を尊重する。」とありますが、要望事項により費用の追加増減が発生した場合は協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	329	別添3：基本協定書（案）	2	24	第4条	4	(3)				当該期間とは、募集要項P.17 8行目 第4章 2. (3)アf.に記載の期間「企画提案書の提出日から基本協定の締結日までの間」との理解でよろしいでしょうか。	第3条4項(3)号の「当該期間」とは、「企画提案書の提出日から基本協定の締結日までの間」に限らず、同号に規定される、納付命令・排除措置命令により示された『構成企業等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間』を意味しております（但し、これらの命令に係る事件が確定した際は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である違反行為の実行期間は除かれます。）。
	○	330	別添3：基本協定書（案）	3	23	第4条	1					【サービス対価●、●及び●の～～加算した額】に記載の●は第3条第4項各号のいずれかに該当した構成企業又は協力企業のいずれかが担当する業務のサービス対価の額を指すのでしょうか。もしくは、サービス対価A、B及びCの額を指すのでしょうか。ご教示願います。	A、B及びCの事業期間の合計額を意味します。

	○	331	別添3：基本協定書(案)	3	27	第4条	3				「市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、企業グループは、その差額を市の請求に基づき支払うものとする。」との記載がございますが、同条第1項に定める違約金を損害賠償の予定とし、差額分の損害賠償請求されないとの理解でよろしいでしょうか。	第1項に定める違約金は損害賠償の予定とは解しません。同条第1項に定める違約金を超える分の損害について特定事業者は負担するものとします。
	○	332	別添3：基本協定書(案)	3	33	第5条	1	(1)			定款の目的にに關し、「本事業に關連するその他事業」という項目を入れることに問題はありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	333	別添3：基本協定書(案)	3	38	第5条	1	(3) (4)			種類株として議決権を持たない譲渡制限付き株式を発行できないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	334	別添3：基本協定書(案)	4	8	第5条	1	(8) (9)			資本金額に関する目論見はありますでしょうか。また、資本準備金とに分けることは可能でしょうか。	募集要項等の条件を踏まえ、民間事業者の提案に委ねます。
	○	335	別添3：基本協定書(案)	4	18	第5条	4				取締役、監査役個人が株主とならなくとも問題ないでしょうか。	提案に委ねます。
	○	336	別添3：基本協定書(案)	4	35	第8条	1				議会の議決確定前に維持管理・運営企業（SPC）を設立すべきではないと考えて問題ないでしょうか。	SPCを設立する場合、指定管理者基本協定締結（平成31年1月頃を想定）までに設立されることを想定しています。
	○	337	別添3：基本協定書(案)	5	30	第10条	4				守秘義務の存続期間は契約終了後、何年間でしょうか。	期間の定めはありません。
○		338	別添4：基本契約書(案)	2	9	第9条	1 2				SPCを設立しない企業グループにおいても引渡後2年が経過するまでの期間中、第3条に該当する場合を除き、公共施設等の瑕疵、並びに指定管理者基本協定上負担する維持管理業務に関する義務その他の債務を連帯して負担することと、当条文は読み取れます。当条文は募集要項P.15 29行目 第4章2.(1)【SPCを設立しない場合】イ「損害は当該構成企業がこれを負担する」と矛盾しています。引渡後2年が経過するまでの期間中は、施設整備仮契約書 第50条および第51条によるものとし、第9条を削除して頂きますようお願い致します。	本条については、ご質問前段のとおり趣旨であり、原案のとおりといたします。募集要項の記載は、当該構成企業のみが負担することを定めるのではなく、損害の責任は特定事業者としての構成企業が負うことを明確にする趣旨の規定であり、本条とは矛盾しない理解です。
	○	339	別添4：基本契約書(案)	2	26	第10条	1				分筆費用は甲（市）の負担という認識で正しいでしょうか。	分筆の要否は応募者の提案によりますので、土地所有者として必要な手続きは市が実施しますが、費用は特定事業者が負担してください。
	○	340	別添4：基本契約書(案)	3	36	第13条	4				守秘義務の存続期間は契約終了後、何年間でしょうか。	期間の定めはありません。
	○	341	別添4：基本契約書(案)	3	36	第13条	4				本条に定める秘密保持義務については、基本契約終了後において2年間に限り有効とするものとしていただけないでしょうか。	No340をご参照ください。
	○	342	別添4：基本契約書(案)	10	13	別紙2	2 3	(1)			定期借地期間は30年以上と記載がありますが、公共施設等の維持管理・運営期間終了後（平成54年2月28日以降）も有効に存続するという認識で正しいでしょうか。また、提案における定期借地期間の上限に定めはないという認識で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	343	別添5：施設整備仮契約書(案)	4	7	2					契約書の目的として、設計、工事監理、解体及び建設を行い引き渡しまでの業務と記載がありますが、契約当事者はSPCという認識でしょうか。あるいは建設（JV）、設計、工事監理の3業務を行う共同企業体（①②③分担施工（業務）・乙型）、あるいはそれぞれの会社が当事者となる一括契約でしょうか。上記共同企業体の場合、建設JVを含めた共同企業体を別途組成する必要がありますでしょうか。	設計、工事監理、解体及び建設の各業務を行う乙型の共同企業体が施設整備契約の当事者となることを想定しています。
	○	344	別添5：施設整備仮契約書(案)	7	28	第1章 第11条	1	(5)			履行保証保険を付保することを想定していますが、設計企業と建設企業がそれぞれ自らの持ち分金額の10分の1の履行保証保険を付保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。（「自らの持ち分金額の10分の1の合計額」＝「施設整備業務費の10分の1」となることが前提です。）	ご理解のとおりです。 なお、施設整備仮契約第9条第2項についても併せてご参照ください。
	○	345	別添5：施設整備仮契約書(案)	7	31	第1章 第11条	3				施設整備仮契約書（契約の保証）第11条第1項に「保証事業会社」（東日本建設業保証㈱など）の条項の記載がありません。「保証事業会社」の契約保証では、契約保証金納付の免除は不可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	○	346	別添5：施設整備仮契約書（案）	8	6	第1章	第12条	2				各書類間の優先順位につきましては、「募集要項等に対する質問及び回答書」が最も優先されるものとしていただけないでしょうか。	原案のとおりといたします。
	○	347	別添5：施設整備仮契約書（案）	8	19	第2章	第14条					受注者は天候不良その他正当な理由がある場合には、発注者様に対してその理由を明示し必要と認められる工期の延長を求めることができるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力と認められる場合についてはご理解のとおりであり、第57条第2項に基づき協議が可能です。
	○	348	別添5：施設整備仮契約書（案）	9	3 5	第2章	第16条 第17条					「受注者は、要求水準書に記載のない場合でも、公共施設等を適切に整備する為に必要なものは、受注者の費用と責任において設計又は施工しなければならない。」と規定されておりますが、受注者として一般に要求される注意義務を果たしても見積資料からでは想定することが困難で、受注者の見積りに反映させることができなかつた作業等が発生した場合には、請負金額及び工期の変更対象していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備仮契約第60条第1項（4）に該当する場合は、ご理解のとおりです。
	○	349	別添5：施設整備仮契約書（案）	9	19	第2章	第18条	2				本工事の施工に必要な下請負業者については受注者の責任において決定できるものとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備仮契約第18条第2項をご参照ください。
	○	350	別添5：施設整備仮契約書（案）	10	14	第2章	第20条	6				発注者（平塚市）の責めに帰すべき事由で旧施設の閉鎖、解体工事が遅延した場合には、付帯事業についても増加費用及び損害についてご負担いただくようご検討頂けませんでしょうか。また、この条項は付帯事業者にも関わる内容ですので付帯事業関連契約（定期借地権設定契約、自転車等駐車場賃貸借契約）にもお示しいただけませんでしょうか。	市の責に帰すべき事由により、基本契約第4条の基本日程に沿って事業を遂行できないことによる特定事業者の損害は、基本契約第14条に基づき請求することが可能です。
	○	351	別添5：施設整備仮契約書（案）	11	10	第3章	第21条	2				施設整備業務費の支払いについては、第22条、第24条及び第29条を用いず、募集要項別添9第1項、第2項（1）及び第3項（1）を適用する旨を第21条の2で規定されておりますので、本条文は削除するとの理解でよろしいでしょうか。	適用しない条文を削除するか現在の規定で進めるかについては優先交渉権者決定後に協議により定めます。
	○	352	別添5：施設整備仮契約書（案）	11	24	第3章	第23条	1				賃金又は物価の変動に基づく施設整備業務費の変更は、第29条を用いず、募集要項別添9第3項（1）を適用する旨を第21条の2で規定されておりますので、この条項中の「第29条」を「募集要項別添9第3項（1）」と読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	353	別添5：施設整備仮契約書（案）	13	22	第3章	第28条	1				「各会計年度において、部分払を請求できる回数は各会計年度●回」となっておりますが、募集要項別添9第2項（1）の規定から各会計年度1回と史料されますので記載いただけませんでしょうか。	各会計年度の支払いは、平成31年度、平成32年度及び業務完了時後の合計3回となることを確認いたします。契約文言の修正については、No351の回答をご参照ください。
	○	354	別添5：施設整備仮契約書（案）	13	39	第3章	第28条	7				部分払金の一般的な算定式が記載されていますが、本事業では募集要項別添9第2項（1）に各会計年度ごと計算方法が示されていますので「募集要項別添9第2項（1）サービス対価Aの支払方法による」ものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	355	別添5：施設整備仮契約書（案）	15	6	第4章	第31条	2				本契約の履行過程で創作された設計成果物及び設計成果物を利用して完成した工事目的物が著作物に該当する場合には、著作隣接権、著作人権を含む著作権等は受注者に帰属したうえで、発注者様に必要な範囲において無償でご利用いただくものとの理解でよろしいでしょうか。	著作権は市に帰属するものとします。
	○	356	別添5：施設整備仮契約書（案）	15	9	第4章	第31条	2				受注者から発注者へ引き渡す成果物の著作権については、受注者が従前から保有する知的財産を含む場合も考えられるため、受注者に帰属することとするか、もしくは発注者と受注者の共有とさせていただくとの理解でよろしいでしょうか。	No355をご参照ください。
	○	357	別添5：施設整備仮契約書（案）	15	11	第4章	第31条	3				「受注者は、発注者が本事業に係る著作物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。」とありますが、この記載は第31条第2項に規定する著作物の引渡し前に関する記載という理解でよろしいでしょうか。	適用期間を限定するものではありません。
	○	358	別添5：施設整備仮契約書（案）	16	3	第5章	第34条					設計の瑕疵が発注者の指示により生じたものである場合、及び設計の瑕疵が受注者の責めに帰すことができない事由に基づくものである場合は、適用しないとの理解でよろしいでしょうか。	発注者の指図により生じた瑕疵については、第50条5項及び第51条6項により、瑕疵担保責任を受注者は負いません（但し、指図が不適切であることを知りながら通知しなかったときは除きます。）。なお、請負の瑕疵担保責任は、受注者の帰責事由は問題となりません。



	○	359	別添5：施設整備仮契約書（案）	16	4	第5章	第34条				本件は受注者が実施設計まで行いますので、設計成果物の瑕疵のうち、基本設計成果物の瑕疵について、受注者はその責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	第34条記載の通り、基本設計の瑕疵も受注者の責任となります。
	○	360	別添5：施設整備仮契約書（案）	16	10	第5章	第35条	3			「第2号ないし第4号」と記載がありますが、「第2号及び第3号」の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正いたします。
	○	361	別添5：施設整備仮契約書（案）	16	10	第5章	第35条	3			「第2号ないし第4号について～ことができる。」との記載がございますが、こちらは誤記であり「第2号および第3号について～ことができる。」が正との理解でよろしいでしょうか。	No360の回答をご参照ください。
	○	362	別添5：施設整備仮契約書（案）	16	21	第5章	第35条	6			設計を発注者が確認した後も変更または追加ができるということと推察されますが、設計の最終確定はどのように行われるか（どの段階から発注者による変更ができなくなるか）をご教示ください。	変更や追加の内容とその影響に応じて個別に判断します。
	○	363	別添5：施設整備仮契約書（案）	16	23	第5章	第35条	7			発注者の確認については、基本設計や実施設計の段階での計画決定と認識しております。このため、発注者による確認後に、発注者からの指示による設計プラン変更等として対応する場合は、受注者の責任ではなく、第14条の契約期間の変更、第23条の施設整備業務費の変更等の対象との理解でよろしいでしょうか。	第7項については、設計の成果物や瑕疵が生じた場合でも発注者の確認を理由として受注者の責任が軽減されないことについて規定したものととなります。なお、想定されたケースが受注者の責任であるか否かは個別の判断となりますが、第14条及び第23条の協議の対象となる理解です。
	○	364	別添5：施設整備仮契約書（案）	16	35	第5章	第36条				見出し部分に【19条】とありますが、誤記でしょうか。	削除いたします。
	○	365	別添5：施設整備仮契約書（案）	17	8	第5章	第37条	2			「受注者が実施した各種調査等の不備、誤謬等又は受注者が各種調査等を行わなかったことから生ずる一切の責任及び費用は、受注者が負担する。」との記載がございますが、調整等を行う必要性が通常予想できないと認められる場合等、受注者に正当な理由がある場合につきましては、この限りではないものと理解してよろしいでしょうか。	不可抗力と認められる場合についてはご理解のとおりです。
	○	366	別添5：施設整備仮契約書（案）	19	21	第5章	第45条	4			臨機の措置に要した費用の負担につきまして、工事請負代金額に含むことが適当でない客観的に認められるものについては、市にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	367	別添5：施設整備仮契約書（案）	19	34	第6章	第46条	3			破壊検査の結果、設計図書等のおりに実施されていると認められる場合は、破壊検査及びその復旧にかかる費用について発注者様にご負担いただき、受注者は必要に応じて工期の変更を求められることができるとの理解でよろしいでしょうか。	発注者による破壊検査の実施は無制限に認めているものではなく、検査の必要性・相当の理由がある場合に限定しておりますので、原案のとおりといたします。
	○	368	別添5：施設整備仮契約書（案）	22	7	第8章	第53条				発注者および受注者それぞれの責めに帰すべき事由により生じた損害は、それぞれが負担するとのことですが、両方の責めにも帰さない事由により生じた損害については両社協議との理解でよろしいでしょうか。	法令変更及び不可抗力による損害の場合は、第56条及び第57条の規定に従います。
	○	369	別添5：施設整備仮契約書（案）	22	13	第8章	第54条				発注者および受注者それぞれの責めに帰すべき事由により生じた損害は、それぞれが負担するとのことですが、両方の責めにも帰さない事由により生じた損害については両社協議との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合を具体的に想定することが困難ですが、そのような場合は協議によります。
	○	370	別添5：施設整備仮契約書（案）	23	8	第9章	第56条	2			契約期間内に予期することのできない法令の制定、改廃によって請負代金額が適当でなくなったと認められる場合には、受注者は必要と認められる請負金額の変更を求められることができるとの理解でよろしいでしょうか。	負担割合は施設整備仮契約第56条第2項に規定のとおりです。
	○	371	別添5：施設整備仮契約書（案）	23	9	第9章	第56条	2	(2)		本条項では、税制度の法令変更のうち、法人税等収益関連税制の新設・変更は発注者100%負担、それ以外の税制度の新設・変更は受注者の100%負担となっておりますが、収益関連税制の新設・変更（法人税率の変更など）については民間事業者が負担し、それ以外の税制の新設・変更（法人利益に関するもの以外の法人税の改正や消費税率の変更など）については市にご負担するとの理解でよろしいでしょうか。	法人税に関する税制度の新設・変更は全て「収益関連税」の税制度として第56条第2項(2)①に該当し、費用負担の協議が整わない場合は発注者の負担となります。消費税に関しては収益関連税に該当しないという理解となりますが、発注者が支払う施設整備業務費に係る消費税の税率の変更に関しては、56条3項にて市の負担となります。
	○	372	別添5：施設整備仮契約書（案）	23	14	第9章	第56条	4			約款第56条第4項の規定により、発注者が契約を解除する場合には、受注者に生じた損害について賠償いただけるものと理解でよろしいでしょうか。	解除に伴い第68条の措置を講じますが、解除に伴う受注者に生じた損害について市は負担しません。

	○	373	別添5：施設整備仮契約書（案）	26	23	第9章	第63条	1				第11条第1項第（4）号の「公共工事履行保証保険」は役務的保証を、同第（5）号の「履行補償保険」は金銭的保証をそれぞれ付保するものと思料します。従いまして本条項中の、「保証人に対して、他の建設業者を選定し、設計・建設業務を完了させるよう請求することができる」旨は、「公共工事履行保証保険」を選択した場合のみに適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	374	別添5：施設整備仮契約書（案）	27	18	第9章	第64条	1	(7)			維持管理・運営企業の責めに帰すべき事由により、指定管理者基本協定の定めに従い指定管理者の指定が取り消された場合にも、設計・建設業務の続行に支障がないと認められる場合には、施設整備契約は解除されないとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務の続行への支障の有無のみが判断基準ではありませんが、第64条第1項各号に該当する場合でも市の判断により施設整備契約を解除しない場合もあります。
	○	375	別添5：施設整備仮契約書（案）	27	5 18	第9章	第64条	1	(7)			維持管理・運営企業の責めに帰すべき事由により、指定管理者基本協定の定めに従い指定管理者の指定が取り消された場合に施設整備契約を解除することができるとありますが、当条文は募集要項P.15 29行目第4章2. (1)【SPCを設立しない場合】イ「損害は当該構成企業がこれを負担する」と矛盾しています。当条文を削除頂くか、「設計・建設企業に責めに帰すべき事由が無い場合、もしくは施設整備業務の実施に支障がない場合を除く」を追記して頂きますようお願い致します。	募集要項の記載は、当該構成企業のみが負担をすることを定めるのではなく、損害の責任は特定事業者としての構成企業が負うことを明確にする趣旨の規定であり、本条とは矛盾しない理解です。
	○	376	別添5：施設整備仮契約書（案）	28	18	第9章	第65条	4				受注者の責めに帰すべき事由により本契約が解除となった場合には、施設整備業務費の10分の1に相当する額の違約金を損害賠償の予定とし、発注者に発生した損害が違約金の金額を超過した場合にも損害賠償は請求されないとの理解でよろしいでしょうか。	第4項に定める違約金は損害賠償の予定とは解しません。
	○	377	別添5：施設整備仮契約書（案）	28	38	第9章	第68条					本契約が解除された場合には、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料について発注者様が引受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払うとの理解でよろしいでしょうか。	出来形部分の状態、品質などから出来形に価値のないものであれば、市は出来形部分の引き渡しを受けない場合も想定されます。
	○	378	別添5：施設整備仮契約書（案）	28	39	第9章	第68条	1				本契約が解除された場合の工事出来形部分や工事材料の引渡しに関する記載がございますが、本契約が設計業務期間中に解除された場合の設計成果物に関する記載がないように思われますので、設計業務期間中に解除となった場合の設計成果物の取扱いについて、受注者として選定された後にご協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	設計段階での解除の場合も、出来形部分は既履行部分を意味するものとして本条を適用することを想定しています。その上で必要に応じて協議には応じます。
	○	379	別添5：施設整備仮契約書（案）	29	7	第9章	第68条	3 4				本条項は、発注者事由による中途解除の際に支払う施設整備業務費は出来形部分相当額から前金払と中間前金払を控除した金額であることを定めた条項ですが、本事業で適用する募集要項別添9「サービス対価及び地代の支払い方法」に基づいて、市は部分払と竣工払を行うとの理解でよろしいでしょうか。	中途解除に際に支払う施設整備業務費は、出来形部分相当額の施設整備費から、平成31年度（第1回）及び平成32年度（第2回）で支払済みの金額を控除した額となります。
	○	380	別添5：施設整備仮契約書（案）	17 24	22 16	第5章 第9章	第37条 第57条	5 7				不可抗力等により本業務を実施できない場合には、受注者にも本契約の解除権があるとの理解でよろしいでしょうか。	対応について発注者と受注者で協議を行いますが、解除権は市が有します。
	○	381	別添6：指定管理者基本協定書（案）	1	32	第1章	脚注1					「1 この契約書案は～乙が共同企業体である場合は、共同企業体構成員の連帯責任等、これに対応する規定を追加することを想定しています。」とありますが、現時点で貴市が想定している内容をお示しいただけませんでしょうか。追記される内容を確認出来ないまま応札するにはリスクが高すぎます。別添3基本協定書(案)のように、「SPC設立しない場合は、～削除し」と明確に内容が分かるよう、本契約書においても内容をお示しいただき、SPC設立しない場合はこの条文を追加するとしていただけないでしょうか。	乙がSPC又は単独の企業ではなく、複数企業で構成される場合は共同企業体を組成していただく想定です。共同企業体が受注者になることに伴う形式的な修正以外には、共同企業体の構成企業が連帯責任の規定を設けることを現状想定しております。提案内容を把握していない段階で網羅的な内容をお示しすることはできません。
	○	382	別添6：指定管理者基本協定書（案）	4	23	第3章	第16条	1. 2.				別紙4の保険料は乙負担、建物総合損害共済保険の保険料は甲負担という認識で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	383	別添6：指定管理者基本協定書（案）	13	28	第10章	第53条					当該帳簿の閉鎖の時とは、当該帳簿に記載される決算期のすべての決算が終了し、確定した日という認識で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	384	別添6：指定管理者基本協定書（案）	20	23	別紙5	第6条					徴収した日の翌日と記載がありますが、チケット販売代行機関等を通じて徴収する場合、当日チケットとして販売する場合等、様々な徴収形態が考えられます。徴収日の翌日入金は、計算が間に合わない場合もあり、1週間程度の猶予をとっていただくことは可能でしょうか。	提案内容に基づき協議します。

○		385	別途7：定期借地権設定契約書（案）	1	5	前文						借地借家法23条1項に基づく事業用定期借地が前提の契約書になっていますが、民間付帯事業で定期借地権付き住宅を提案する場合、一般定期借地権の設定契約に変更をしていただけますでしょうか。	No20をご参照ください。
○		386	別途7：定期借地権設定契約書（案）	2	12	第5条	1					契約保証金の支払いが契約締結時とありますが、着工日までの時間が開いてしまう可能性があります。契約保証金の本来の意味を考慮し『貸付期間の初日まで』と変更いただければ幸いです。	原案のとおりとします。
○		387	別途7：定期借地権設定契約書（案）	3	37	第13条						『賃借人は当該瑕疵の修補のみを賃借人に請求できる』とありますが、工事工程に影響しますので『修補または修補にかかる費用』としていただきますようお願い致します。	ご指摘の箇所を「賃借人は、貸付期間の開始日から2年間に限り、当該瑕疵の修補又は修補に要する合理的な費用のみを賃借人に請求することができる。」と修正いたします。
○		388	別途7：定期借地権設定契約書（案）	4	35	第16条						本契約の条文において、賃借人からの契約解除の規定はあるものの、事業者が事業者都合で契約を解除する規定がなく不公平であると思えますので、契約の解除規定を盛り込んで頂きます様、お願い致します。	原案の通りとします。
○		389	別途7：定期借地権設定契約書（案）	5	5	第16条	1	(6)				賃借人が公用、公共用に供するために本契約が解除された場合、本契約第5条3号に規定される通り、支払い済み保証金は返金されないということでしょうか。また、この場合何ら催告なく、書面のみによって解約される場合、相当な損害を被る可能性があります。催告期間等の設定は可能でしょうか。	第5条第3項のただし書き「同条第5項の場合を除く」は「同条第6項の場合を除く」に修正します。催告期間の設定は、公共・公共用の用途に供すべき時間的猶予等を考慮して判断します。
○		390	別途7：定期借地権設定契約書（案）	6	2	第20条	1					本条項は同契約書第4条第3項に則り再契約が締結されることとなった場合は、再契約終了時と認識してよろしいでしょうか。	定期借地権設定契約第20条第3項の協議に基づき施設を撤去せず再契約を行うこととなった場合の、土地の撤去の規定は再契約の内容に従います。
○		391	別途7：定期借地権設定契約書（案）	7	11	第24条	4					守秘義務の存続期間は契約終了後、何年間でしょうか。	期間は定めていません。
○		392	別添8：自転車等駐車場賃貸借契約（案）	2	6	第5条	2.					ここでの公租公課は定期借地権設定契約書第23条に記載される土地以外の対象施設にかかる公租公課という解釈で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		393	別添8：自転車等駐車場賃貸借契約（案）	4	26	第16条	4.					守秘義務の存続期間は契約終了後、何年間でしょうか。	期間は定めていません。
○		394	別添9：サービス対価及び地代の支払い方法	1	8	1.						サービス対価Bに開館準備業務に関する対価の記載がありません。また、P.2の「表2 サービス対価B、Cの支払い方法」においてはサービス対価Bの支払い対象期間が平成34年3月～平成54年2月となっております。開館準備に係るサービス対価は費用項目としてどの項目に計上されるのでしょうか。また、どのタイミングで支払われるのでしょうか。	募集要項P5及び要求水準書P69-76にあるとおり、開館準備業務は総括管理業務の一部であり、サービス対価Bに含まれます。したがって、開館準備業務に係る対価は維持管理運営期間中、半期ごとに、提案に基づき基本契約締結時に定めた額を均等に支払います。
○		395	別添9：サービス対価及び地代の支払い方法	2								サービス対価Bの初回支払いは運営開始の平成34年3月1日から平成34年3月31日の1か月分の支払いと考えて宜しいでしょうか。その場合は全41回の支払いとなりませんかでしょうか。	平成34年3月1日から平成34年3月31日の1か月分の支払いは、翌会計年度の支払いに含むため、全40回の支払いとなります。
○		396	別添10：モニタリング措置要領	2	9	2.	(2)					市によるモニタリングの費用は市負担の認識で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		397	別添10：モニタリング措置要領	2	21	2.	(3)					第3者によるモニタリングの費用は市負担の認識で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		398	別添11：様式集		39	留意点						一部の書類（提案書の一部）に関し、PowerPointでの作成を認めていただけますでしょうか。	別添11「様式集」に記載のとおり、提出書類はMicrosoft社のWord及びExcelにより作成してください。
○		399	別添11：様式集									募集要項の第4章2に定められる代表企業に関し、事業マネジメントを行う企業が代表企業となることを想定しております。様式集にてこの代表企業に係る要件、提出書類が記載されておりませんが、どのように考えるべきかをご教示下さい。	募集要項p.16の(2)アに示すとおり、応募者は「設計企業」「建設企業」「維持管理企業」「運営企業」「付帯事業実施企業」で構成する必要がありますが、各企業の応募要件を満たすようご提案ください。
○		400	別添11：様式集									付帯事業実施企業に該当するのは、定期借地契約の当事者（借主）となる企業という認識でよろしいでしょうか。もしくは、運営マネジメントを行う企業も含めませんかでしょうか。	募集要項P6に示すとおり、付帯事業実施企業は、市と「定期借地権設定契約」を締結し、余剰地を活用した付帯事業を実施する者とします。
○		401	別添11：様式集									提案書提出届・応募者の資格審査書類に関し、一企業が複数の役割を担う場合、その役割ごとに書類を添付して提出する必要がありますでしょうか。あるいは同一書類の場合は、一部（正・副一部ずつ）でよろしいでしょうか。	同一企業が複数の役割を担う場合は、その役割ごとに書類を添付してご提出ください。
○		402	別添11：様式集									提案書提出届・応募者の資格審査書類に関し、現在事項全部証明書とありますが、履歴事項全部証明書でも問題ないでしょうか。	現在事項全部証明書の記載内容が履歴事項全部証明書に記載されてれば、現在事項全部証明書に替えて履歴事項全部証明書をご提出いただいても問題ありません。

	○	403	別添11：様式集								提案書提出届・応募者の資格審査書類に関し、登記簿、納税証明書等はコピーでもよろしいでしょうか。	正1部として原本を、副1部として写しをご提出ください。
	○	404	別添11：様式集	2-1							各所の印鑑に関し商号又は名称の部分に使用する印鑑は、会社印（角印）でよろしいでしょうか（以下、他の様式書類に関しても同じ）。あるいはここに実印（代表社印）を押すということでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	405	別添11：様式集	2-1							各所の印鑑に関し、代表者名に使用する印鑑は実印（代表者印）という認識でよろしいでしょうか（以下、他の様式書類に関しても同じ）。あるいはここに担当社印を押すということでしょうか。	No404をご参照ください。
	○	406	別添11：様式集	2-1							実印の印鑑証明書は不要でしょうか。	実印の印鑑証明書の提出は不要です。
	○	407	別添11：様式集	2-1							代表構成企業が共同企業体の場合、各欄の記入、捺印は連盟でよろしいでしょうか。	建設企業の共同企業体（JV）要件のことでご理解します、その場合、様式2-4を再確認してください。
	○	408	別添11：様式集	2-4	2						所在区分の欄は、代表、構成員という表記でよろしいでしょうか。	所在区分には、当該企業が平塚市内に所在地を有する場合は「市内」、それ以外の場合は「市外」とご記入ください。
	○	409	別添11：様式集	2-5	8						JV代表構成員および構成員Bは造園工事に関する特定建設業の許可番号の記載不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	410	別添11：様式集	2-5	27						施工実績はJV代表構成員としてのものを提出してくださいとの記載がありますが、その他構成員A, およびBの実績を記入する必要はありませんでしょうか。様式2-8においてAおよびBの実績証明書類の提出も求められています。	施工実績はJV代表構成員のみ提出を求めており、様式2-5に施工実績を記載の上、必要資料を添付ください。また、JVその他の構成員A及びJVその他の構成員Bについては、施工実績に関する資料の提出を求めていません。
	○	411	別添11：様式集	2-8	7						添付書類として主要業務実績リストとの記載がありますが、パンフレットにこれらの記載がある場合、別途リストを提出する必要はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	412	別添11：様式集	2-8	29	⑧					設計実績の証明資料に関する必要要件はありますでしょうか。契約書、建物概要でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、様式2-3にある「提案内容と同等規模以上の公共施設の設計実績」に記載する内容がわかる箇所を添付ください。
	○	413	別添11：様式集	2-8	30	⑨					JVの要件を満たしていることの証明書類は様式2-4の脚注に記載されている書類のみという認識でよろしいでしょうか。	様式2-4をご記入の上、必要書類をご提出ください。
	○	414	別添11：様式集	2-8	14	⑩					維持管理業務の実績証明書類は契約書、施設概要でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、様式2-6にある「提案内容と同等規模以上の公共施設の維持管理業務実績」に記載する内容がわかる箇所を添付ください。
	○	415	別添11：様式集	2-8	17	⑪					運営企業の実績証明書類は契約書、施設概要でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、様式2-7にある「提案内容と同等規模以上の公共施設の運営業務実績」に記載する内容がわかる箇所を添付ください。
	○	416	別添11：様式集	8-1							図面集のデータでの提出はCADデータでも可能でしょうか。あるいはPDF等への変換が必要でしょうか。	図面集について、CADでの提出は不可としますが、PDFでの提出を可とします。
	○	417	別添11：様式集	9-5	42						一円未満は切り捨てと表記がありますが、単位の大きいものは千円単位での記載でも可能でしょうか。あるいは1円までの全桁表示が必要でしょうか。（以下、他の様式書類に関しても同じ）	単位を千円と指定している様式以外は、1円までの全桁表示でご記入ください。
	○	418	別添11：様式集	9-7							付帯事業の地代について年度ごとの内訳がありますので、年度ごとに漸減させる提案は可能という理解で宜しいでしょうか。	年度ごとに地代を記入いただくのは現在価値換算金額を示すためです。したがって、ご提案いただいた地代を年度ごとに漸減させる提案は不可とします。
	○	419	別添11：様式集	9-10							様式9-10に各年度ごとの長期修繕計画の費用算定がありますので、これと連動して様式9-6のサービス対価Bも年度毎に増減して良いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な修繕・更新業務の考え方・方法を具体的にご提案ください。
	○	420	別添11：様式集	9-11							過去の光熱水費のデータを開示いただくことは可能でしょうか。	別添9のP7をご確認ください。市民センターについては、震災の影響等により平成23年度以降は通常運用をしておりますので、平成23年度以降のデータは開示しません。
	○	421	別添11：様式集								設計の体制について、公園設計やデザイン監修等の立場の複数設計者へ再委託して進めていくことを考えているが、そのような場合、様式4-3の「事業実施体制」に明記することでよく、構成企業として様式2-1の「誓約書」に連名する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	422	別添13：主催・自主・連携事業の流れ	1	2						前々年度中に提出する案に関しまして、会場確保、主催事業企画書、自主事業企画書とありますが、2年前にこれらを案として確定することは非常に困難と思われます。どの程度の案が期待されるかをご教示いただけますでしょうか。	大ホールについては一般予約申込みが使用日の12ヶ月前の月の1日より開始となるため、前々年度末に案を提出して頂くことを想定しております。会場確保にあたっての計画が分かる内容で主催事業企画書、自主事業企画書の案の作成をしてください。

○		423	改訂整備方針	2	10	第1章	3.				見附台周辺地区のコンセプトに沿って、地区全体を一体的に捉えた整備を進めるため、Bブロックの崇善公民館新築工事の計画概要・配置計画・パースのご提示をお願いします。	崇善公民館複合施設の概要については、募集要項P25「担当窓口」にお問い合わせください。
	○	424	改訂整備方針	14	8	第1章	4.	(1)			現崇善公民館は、解体し記録保存とするとありますが、調査・改修の上、建物を活用することは可能でしょうか。	No215をご参照ください。
○		425									現状敷地の正確なCADデータ（都市計画公園範囲のラインを含む）を貸与いただきたい。	CADデータの貸与については、募集要項P25「担当窓口」にお問い合わせください。
○		426									樹木のプロットされているCADデータを貸与いただきたい。	CADデータがないため、添付資料⑧「既存施設及び地下構造物の状況」をご確認ください。
○		427									公園及び緑地に植わっている樹種リストを貸与いただきたい。	見附台公園等の樹種については、添付資料⑧「既存施設及び地下構造物の状況」をご確認の上、不明な点がございましたら、募集要項P25「担当窓口」にお問い合わせください。